

○令和8年3月18日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後4時38分

○出席委員（15名）

委員長	塩尻英明
副委員長	中村みなこ
委員	横山啓一
委員	笠井まなみ
委員	上野和幸
委員	植木だいすけ
委員	たけいし よういち
委員	沼崎雅之

委員	品田ときえ
委員	中野ひろゆき
委員	えびな 安信
委員	石川厚子
委員	高見一典
委員	中村のりゆき
委員	松田卓也

○欠席委員（1名）

委員	菅原範明
----	------

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長	高橋 ひでとし
---------------	---------

○説明員

副市長	菅野直行
いじめ防止対策推進部長	石原伸広
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長	鎌田博文
いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹	高嶋 絹華
子育て支援部長	向井泰子
子育て支援部子育て支援課長	香川秀頼
子育て支援部子育て助成課長	田上裕隆
教育長	和田英邦
学校教育部長	坂本考生
学校教育部教育政策課適正配置担当課長	小松義尊

学校教育部学校施設課長	板東俊光
学校教育部学務課長	江 渕 賢一
学校教育部教職員課長	山下 聡司
学校教育部教育指導課長	工藤 秀敏
学校教育部教育指導課主幹	中山 智博
学校教育部学校保健課長	池田 満則
社会教育部長	田村 司
社会教育部文化ホール整備担当部長	田島 章博
社会教育部文化振興課長	坂本 剛
社会教育部文化振興課文化ホール担当課長	吉川 泰美

○事務局出席職員

議会事務局次長	林上 敦裕
議事調査課長補佐	小川 智之

議事調査課主査	岡本 諭志
議事調査課書記	桐山 未悠

○塩尻委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ15名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、菅原委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、昨日に引き続き、議案第14号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第18号、議案第20号、議案第35号ないし議案第38号の以上7件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高見委員 おはようございます。

分科会質疑も、今日と明日の残り2日となりました。

今回の質疑は、社会教育部に、1事業だけなんですけども、10款5項5目の文化施設等整備費、文化ホール整備費なんですけども、これにつきましては、おととい、石川厚子委員からも質問があったわけなんですけども、若干重複する部分があるかと思えますけども、御了承いただきたい、かように思います。

今回の質問に関しては、ちょっと時間に追われることがないので、普通のスピードで質問していきたいと思っております。

それで、事業概要については、おととい、お話がありましたように、この848万6千円につきましては、基本計画策定支援委託費や検討会の開催に関わる報償費、また、先進事例調査に関わる旅費などということで説明があったわけであります。

それで、事業概要はそういうことなんですけども、この文化ホール整備における基本計画の策定に向けた取組の費用であるわけでありますけれども、この基本計画は一体いつまでにまとめる予定なのか。石川厚子委員の質問の中では完成がいつ頃になるのかという質問もあったわけでありますけれども、この基本計画をいつまでにまとめる予定なのか、そして、これまでの経過についてもお示しをいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 令和5年度に基本構想を策定後、令和6年度から基本計画の策定に着手しておりまして、来年度末までの策定を目指しているところでございます。

これまでの経過としましては、当初は令和7年度に策定することを目指しておりましたが、若年層やこれまで文化会館を利用したことがない方など幅広い市民意見を聴取することについて常任委員会などから指摘を受け、意見聴取などに予定より時間を要したこと、また、検討会の議論におきまして、施設の規模や内容の議論の前に機能、管理運営面についても議論が必要になったことから、基本計画については丁寧に時間をかけて議論を行うこととし、策定期間を延長したところでございます。

○高見委員 答弁いただきましたように、令和5年度に基本構想を策定した後、実質、令和6年度から基本計画策定に着手して、来年度末までということを目指しているという答弁で、来年度末までということになると、丸々3年近くの期間を要するというところで、丁寧に時間をかけて議論を行

うことが必要ということでの策定期間を延期したという答弁でありました。

この基本計画策定におきまして、検討会なるものが立ち上げられておりますけれども、この基本計画策定に関わる検討会のメンバーの構成はどのようになっているのか、また、その中で、旅費であるとか、日当などの費用弁償等はどのようになっているのか、その点をお聞かせください。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本計画の策定に向けましては、12名で構成します市民文化会館整備基本計画検討会で議論しながら取組を進めております。

参加者の内訳ですが、公募市民の2名をはじめ、学識者、文化芸術、吹奏楽、合唱、演劇、そしてユニバーサルデザインの関係者それぞれ1名のほか、経済分野とコンベンションの関係の方それぞれ2名により構成されております。

また、各参加者への旅費、日当ですが、市内及び周辺町から参加いただいております方には、交通費実費相当としまして検討会の参加ごとに2千円を支給しております。

なお、札幌市から参加いただいております学識者については、旭川市職員の旅費に関する条例に基づきまして旅費を支給しまして、そのほか報償費として、他の自治体での同様の業務との公平性を保つよう、所属する大学から要望を受け、1万円を支給しております。

○高見委員 基本計画策定に関わる検討会メンバーということで御答弁をいただきました。

12名の構成員ということで、私も構成員の記入表をちょっと見せてもらいましたけど、知り合いの方も何名かおりました。そんな中で、御答弁いただきましたように、幅広いジャンルのメンバー12人で構成されているということで、旅費、日当等につきましては規定や要望に基づいて支給しているということであります。

この基本計画策定に向け、来年度は検討会を何回程度開催する予定なのか、また、これまでの開催状況も併せてお示しをいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 令和6年度より、基本計画策定のため、検討会を開催しておりますが、令和6年度は、5回、検討会を開催し、建設する候補地について議論したほか、決定した建設予定地を踏まえ、施設の在り方などについて議論を行ってまいりました。

今年度の令和7年度は、今月末に開催を準備している検討会を合わせて5回を予定しております。イメージ模型を作成し、集まった市民からの幅広い意見と基本構想などを踏まえ、どのような文化芸術活動や交流などが展開される施設を目指していくのか、議論を進めているところでございます。

来年度は、これまでの検討会で議論された内容を踏まえまして、その内容にふさわしい施設の規模や内容について議論し、基本計画を策定するため、検討会の開催は6回を予定しております。

○高見委員 これまでの検討会の開催回数で御答弁をいただきました。来年度におきましては、来年度末までに6回を予定しているということで、最終的にその回数の中で一定の方向性を決めていかなければならないということになるかと思えます。

新文化ホールの建設に当たっては、苫小牧市が、新文化ホールが完成して、3月1日にオープン・デイを開催したということでもあります。来月、4月に、個人視察で、その新文化ホール、苫小牧の視察に行つてこようと思つて会派内で話していると、私も行きたい、視察をしたいということで、多分、2名増えて、3名で視察しに行くことになろうか、かように思うわけでありましてけれども、担当部長も視察を予定しているということで、規模的には旧ホールより若干小さくなったのか

な、1千200人規模の、ちょっとホームページでも見ましたが、非常に、何か、斬新な、よい文化ホールかなというふうにはちょっと思っておりまして、なお、苫小牧市は、視察を受け入れる条件として市内ホテルに宿泊するという条件があるみたいで、前日に宿泊しようと思うんです。旭川市はそういう条件はつけていないと思うんですけども、遠方から来る人が多くて、ほとんどは市内のホテルに宿泊してくれているかと思いますし、また、旭川市への行政視察については、コロナ禍以降、かなり本市も受け入れて、担当者もかなり苦勞されているのかなと。これは、また別の機会に、行政視察の受入れについては聞いてみたいなというふうに思っています。

そして、本市の新たな文化会館の建設には、建設地や収容規模、デザイン、建設費用、機能性、運用方法など、多岐にわたって協議していくことになると思うわけでありますが、その計画の協議内容事項をお示しいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 現在策定を進めております基本計画では、建設予定地、施設の具体的な機能やその規模、管理運営に関する方針、また、延べ床面積や概算事業費などの決定を見込んでおります。

基本計画の策定後に事業手法の検討を進め、従来型の手法の基本設計から実施設計を経て整備へ、あるいは、PFI等の官民連携手法による設計、整備と進むこととなりますが、次の設計、整備へつながる内容となるよう基本計画の策定を進めてまいります。

○高見委員 計画の協議内容について御説明があったわけでありますが、PFI方式も検討、視野に入れているという御答弁であります。

あえて質問、見解をお伺いしませんが、私はこの文化ホール建設に当たって何回か指摘をさせていただいているんでありますけれども、この文化ホール建設と併せて、やはり、駐車場の確保対策はしっかりやっていただきたいと思っているわけでありまして。今現在、文化ホールでの大きなイベントや人気のある歌手のコンサートなどのときは地下駐車場がもうすぐに満杯状態と、そういった部分も見受けられるわけでありまして。現在、旧第三庁舎が本格的に解体工事ということで、その跡地は駐車場ということが決まっているんですけども、平地での駐車場だと思うんですけども、そうすると台数も限られていますし、今、新たに新文化ホールを建設するに至っては、やはり、この地下駐車場がどういうふうな対応になっていくのかもありますし、今、旧文化ホール、現在の文化会館を解体した後の跡地にも駐車場は対応できるわけでありますが、自分は、個人的にはやっぱり立体駐車場が望ましいなというふうに思っているんですね。やっぱり、満杯のときに、新文化ホールでのコンサートやイベントに、時間内に間に合おうと思っても、駐車場を探すような、そういったことになると非常に苦勞されるのかなと。まだまだ車社会は当分続きますので、そういった部分で駐車場確保対策もしっかり併せて計画をしていただければと思います。

この基本計画の中で概算事業費も整理されていくようでありますが、現時点でどの程度の事業費を、総額費用を見込んでいるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本計画の中でおおむねの施設規模が決定され、その規模によりおおむねの事業費が明らかになるということになりますが、令和4年度に大規模改修するのか、あるいは建て替え整備にするのか、今後の在り方について検討を進めたときの事業費見込額では、建て替え整備の場合は100億円以上は想定されると整理しておりました。その場合になりますが、その後に3年が経過しまして、資材高騰などの影響を考慮しますと、それ以上の事業費

も見込まれるところでございます。

○高見委員 新文化ホール建設に当たっての事業費の見込みということで御答弁をいただきました。

総事業費としては100億円はかかるということで、これから基本計画をして、実際、工事に入っていく中で、そうなると、当然、もう、いろんな、今、資材関係が高騰しております。そんな中で、事業費もかなり上乘せされるような形になっていくのかなということは自分自身も感じております。

これまでの大規模事業で、ちょっと財政的なお話になりますけれども、この新庁舎、外構工事なども含めて約140億円かかっております。これは、市長の記者会見でも述べられた部分があるかと思えますけれども、これからの大規模事業として、30年経過している延命化措置の近文清掃工場、これにも約51億円かかってきますし、それと、春志内に新たに廃棄物最終処分場、これも約100億円はかかると言っています。それと、花咲スポーツ公園、新アリーナですね。これにつきましては、プロ仕様の体育館ということで、約140億円、建設費用がかかると言われておりますけれども、これは、民設民営ということで市の手出しはないにしても、外周を含む公園整備では本市として約50億円の工事費がかかるだろうというふうに今聞いております。それと、あと、東光スポーツ公園、複合体育施設、市民が主に利用できる体育施設でありますけれども、これも約110億円かかるということで、で、先ほど言いましたように、新文化ホールには100億円以上がこれまたかかるということで、もうどうしても必要な施設というのは仕方ありませんけれども、とにかく、自分自身としては、これだけの多くの、何十億円、何百億円というお金がかかるわけでありまして、もう、その資金、旭川市も財政的に余裕があれば次から次と建設してもいいと思うんですけども、財政に余裕がない厳しい状況の中で、今後において資金返済がどうなのかという部分では非常に大変危惧しているところであります。当然、固定費や維持管理費もかかってくるわけですから、そういう部分も慎重に進んでいただければと思います。

新文化ホールを建設、整備していく際に、国からの補助金などの活用を予定しているのかどうか、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 整備に向けた国の補助金や交付金などの活用につきましては、施設の規模や内容によって左右されますほか、関連する同様施設の集約などにより採択を受けることができる財源などもあると伺っておりますが、今後の国の方針変更などにも影響することとも想定されるところでございます。また、建設予定地は中心市街地に位置しまして、多くの市民が利用する大規模施設となりますので、その特性を生かした国の補助金のほか、交付税措置のある起債などを活用できるよう検討してまいります。

○高見委員 少しでも、やはり、国からの補助金活用という部分ではしっかりと対応して、交付税措置のある起債なども活用できるということでありますけれども、できるだけ、財政に余裕がないわけですから、そういう部分は十分に国からの補助金等を活用していただければと、かように思います。

先ほど質問して、答弁もいただいた基本構想、基本計画の件でありますけれども、最初に令和5年度に基本構想を策定したということで、それに基づいて基本計画を立ててきているわけでありまして、その基本構想において、その後の基本計画にはどのように反映しているのか、その点

をお伺いしたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本構想では、次世代へつなげる文化交流活動の拠点を基本理念としまして、日常利用、まちづくり、コストパフォーマンスなどの7つの基本的な役割と、鑑賞、活動、交流、発信の4つの機能を発揮する施設となるよう定めたところでございます。

この基本構想の考え方が基本計画につながるように、基本構想の策定に携わっていただいた参加者には引き続き基本計画の策定検討会にも御参加いただきまして、これまでの多くの市民意見などを踏まえ、基本構想の内容を、都度、振り返ることなどを確認しながら、現在、検討会にて基本計画の策定を進めているところでございます。

○高見委員 基本構想を基に、基本計画をどう進めてきたのかということでの御答弁であります。

そして、これまでに、令和6年度、7年度と、検討会、12人のメンバーでいろいろと協議をして、10回近く検討していただいているわけでありますけれども、その検討会段階で、現段階において、方向性がある程度固まっていることが、内容があれば、差し支えがなければお聞かせいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本計画の策定では、検討会での議論内容を踏まえまして、教育委員会として、基本計画の決定に向けた意思決定ができた段階で、その都度、市民や常任委員会などへ報告をしているところでございます。

検討会の学識者からは、建築はあくまで手段であり、その施設の目的を意識することが重要である旨の助言を受け、検討会ではその視点を重視しながら議論を進めており、現段階としましてはまだお示しできる内容などはございません。

来年度は、施設の具体的な機能や規模などを決定するよう検討会を進めてまいりますので、検討会の議論の内容につきましては、これまでどおり、ホームページなどから積極的に情報を発信するとともに、常任委員会などにも、適宜、報告を行い、その際には、基本計画の内容に関わる決定事項などについて丁寧に説明するよう努めてまいります。

○高見委員 検討会での協議内容等はホームページやそういった部分で情報発信はできるけども、決定事項についてはまだ差し控えるというか、そういうような状況であるという御答弁かと思います。

次からは、ちょっと視点を変えて、現在の市民文化会館について、ちょっと3点ほどお伺いしたいなと思っていますけれども、現市民文化会館は正確には築何年を経過しているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 旭川市民文化会館は、昭和49年12月に竣工、昭和50年2月に開館しており、現在、築51年が経過しております。

○高見委員 現在の市民文化会館は、築51年が経過しているということでもあります。

51年前といえば、自身、多分、高校2年生ぐらいだったと思いますけれども、小ホールは結構利用させていただいて、非常に思い入れがある文化会館なんですけれども、現在の市民文化会館は老朽化と耐震化の低さが大きな問題であるわけでありますけれども、その耐震診断の結果としてはどういう状況であるのか、ここで改めてお伺いしたいと思います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 市民文化会館は、大ホール棟、小ホール棟、そして、旧中央小学校の校舎の一部を活用した管理棟の3つの棟が接続する施設となっております。

地震に対する市民文化会館への影響に関するこれまでの調査において、建物の強度を評価する構造耐震指標、いわゆる I_s 値でございますが、これは、管理棟におきましては基準を満たしていない状況となっております。一方で、大ホール棟及び小ホール棟におきましては、構造耐震指標の基準を満たすものの、天井脱落対策に係る基準に適合していない状況にありまして、大規模な地震のときには天井部分が落下するおそれがあるとの結果となっております。そのため、大規模地震が起きた場合には、全ての棟において来館者等への影響を及ぼす可能性がございます。

○高見委員 耐震診断の結果を、改めて、質問して御答弁をいただいたわけであります。

事務所、会議室の管理棟は、旧中央中学校の校舎の一部を活用しているということなんですけど、それ自体がもう耐震化が不足しているということと、あと、文化会館の建物自体は構造耐震指標の基準を満たしているけれども、天井部分が落下するおそれがあるということで、私は、当初、その屋根自体が、ずどんと、大きな、震度6以上の大地震が発生したら、屋根自体が落ちてくるのかなとちょっと思っていたんですけど、後で天井部分の写真をちょっと見せてもらおうと、円柱形をした鉄骨が組み込まれているんですね。そして、その下に、当然、照明器具もつけなきゃならないということで、化粧板みたいのを下げるのにワイヤーを使用しているらしくて、これは大ホール、小ホールもそういうことなんで、天井全体ということではなくて、その鉄柱部分を隠すために化粧をしている天井板が、大きな揺れが来るとその部分が落下してしまうということでありまして。そして、文化会館、それぞれ満席のときに、仮に大地震が発生して、天井の化粧板とはいえども、落下すると本当に大惨事が想定されるわけでありまして。

地震大国、日本の中では、旭川市においては地震や台風などの自然災害の少なさは全国トップクラスであると思っております。旭川市では、観測史上、震度5以上の地震は一度も発生しておらず、今後30年間で震度6以上の地震が発生する確率は0.55%であり、47都道府県庁所在地と道内の総合振興局のある都市の中で最も低い値となっている。これは、インターネットで旭川市、地震って検索するとこういう文章が出てくるんですけども、自分自身、認識しているのは、旭川市での最高震度は4というふうで、そして、過去に4回、震度4を経験しているということで認識しているわけでありましてけれども、本当に地震や台風、自然災害が少ない、本当に恵まれた都市であるなというふうに実感をつくづくしているわけでありまして。

で、現市民文化会館は、御答弁いただきましたように、51年が経過している中であります。補正予算でもこの空調設備の改修費が計上されております。近年の改修や修繕の費用はどのようになっているのか、過去5年の総額や主な内容をお聞かせいただきたいと思います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 市民文化会館では、建物に関しましては、屋上防水や外壁、内部の壁や床など、全体的に老朽化が進み、また、運営に不可欠な冷暖房や給排水、電気、舞台機構設備などもその多くが耐用年数を超えている状況にあり、不具合の発生に応じて、適宜、必要な改修を行っております。

改修に関わる費用につきましては、令和2年度から令和6年度までの過去5年間の総額を100万円単位で申し上げますと、約1億8千100万円で、主な内容としましては、建物内の高圧電気ケーブルの取替え工事や、大ホールの幕やワイヤーの更新などを実施したところです。

○高見委員 現在の市民文化会館は50年が経過している中で、これまでにいろいろと改修費用がかかっているということで御答弁もいただいたわけでありまして。

質問、答弁で前段ありましたように、令和４年度に、検討会で、現在の文化会館の大規模改修と建て替えした場合の比較評価ということで検討をした経過がある中で、それで、現在の文化会館を大規模改修した場合は３５億円以上かかる、イニシャルコスト的に。で、ランニングコストもかかってくる中で、仮に大規模改修を済ませたにしても、その後の使用可能年数が２０年ぐらいしかもたないということで、一方、建て替えた場合は、１００億円以上はかかるけれども、使用可能年数は８０年あるいは９０年、１００年は使用できるということで、そういうことでもって、やはり、考慮した場合、今、建て替える方向で当然進んでいるということであるわけであります。

いろいろ質問してきましたけども、やはり、すばらしい新しい文化ホール建設は、私は個人的にも望んでおりますし、市民もそれを期待しているかと思うんであります。市民に多く利用され、親しみやすく、機能性の優れた施設が望ましいと考えておりますけれども、一人でも多くの市民の、利用する市民の方々の意見を聞き取るためのパブリックコメントの実施は考えているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 今後の予定でございますが、検討会での議論を踏まえ、基本計画の案を作成し、パブリックコメントを実施した後に、案に対する市民の意見を踏まえ、基本計画を策定する予定でございます。

○高見委員 基本計画の素案ができた後、パブリックコメントも実施していくということで、今後において基本計画を最終的に決定していくんだということでの御答弁であります。

それで、最後の質問になりますけれども、毎年開催している市民と議会の意見交換会でも、令和５年に、子育て文教班で、「旭川市民文化会館の建て替え」というメインテーマ、そして、サブテーマで「～文化活動の広がりを目指して～」で実施をしております。翌年、令和６年度には、自身も関わっていた経済建設班では、「北のにぎわい旭川」というメインテーマで、サブテーマに「～新文化会館による中心市街地活性化に向けて～」と題して開催して、参加者の方々からいろんな意見をいただいた経過もあるわけであります。

新たな文化会館の建て替えは大きな事業の一つでもあるわけでありますけれども、これ、いろいろ協議していく中で、急ぎ過ぎて、後悔先に立たずということわざもありますけれども、ああすればよかった、後でこうすればよかったというふうにならないように、十分慎重に進めなければならないと考えますけれども、この計画、協議等が長期間に及べばよいということでもないと思っております。

最後に、新文化会館建設に向けた教育長の思いを伺い、最後の質疑とさせていただきます。

○和田教育長 現在の文化会館は、御質疑にもありましたように、耐震性に課題があるほか、築５０年以上が経過しておりますことから、老朽化も進んでおり、早急な建て替えの対応が必要であるため、教育委員会として、できる限り早く、基本計画策定に向け、取組を進めているところでございます。

来年度は、市民文化会館整備基本計画検討会の中で、施設の規模や内容について具体的な議論を進めていく段階に入っておりますが、これまで同様、分かりやすく丁寧な説明や情報発信などに努めまして、いただきました多くの市民意見を踏まえながら、基本構想にもあるように、市民の誇りと愛着を育む道北のランドマークとして、本市市民の皆様はもとより、周辺地域の方々にも長く親しまれる施設となるよう目指しまして、取組を着実に進めてまいります。

○塩尻委員長 質疑者の交代をお願いいたします。

御質疑願います。

○中野委員 それでは、文化会館の関係、ちょっと続きますが、先日は石川厚子委員のほうからもございました。今ほどは高見委員のほうからもありました。それだけ、議会にとっても、また市民にとっても注目されている事業だというふうに思っております。なるべく重ならないように、視点を変えながら質疑をさせていただきたいと思っておりますので、お付き合いいただければと思います。

冒頭、私の論点は、これまでも議論がされてきた、そして、基本構想の中でも示されてきた、そういった内容をしっかりと確認すると、いずれにしても、現文化会館については、相当の老朽化、そして、建物、躯体自体にかなりのダメージというか、そういったものがあるというところだと思います。そういった中、基本構想の策定に入るということは、これは、市長部局も交えた政策の判断があって初めて基本構想の段階に入ったというふうに思っております。この政策判断なくして、基本的には、市として、教育委員会単独で基本構想の策定に入るということは無いというふうに思っておりますので、その辺が、ちょっと、市民からも、また議会からも、スピード感、どんな感じなのかというところの疑問意識がある、また、新たな政策、新たな要素が入ってきた影響もあって、さらに、そもそもこの政策判断をしてきた市民文化会館の建て替えについてどういった考え方があるのかという、そういったことも含めて疑問が今生まれているのかなというふうに思っておりますので、私も、教育委員会、また市長の政策判断を応援する立場として、どのように、今後、市民文化会館の建て替えを進めていくのか、そういった角度から、幾つか、限られた時間ではありますが、質疑をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、改めてではありますが、今回の定例会の資料にも示されております10款5項5目の文化施設等整備費についてであります。旭川市民文化会館の建て替え整備に関して伺ってまいります。

令和8年度予算におきましては、新文化ホールの基本計画策定に向けた取組が進められることとなっております。旭川市民文化会館は、先ほどもありましたが、昭和50年の開館、2月でちょうど51年が経過したということになります。これまで、本市及び道北圏における芸術文化の拠点として、1千500席規模の大ホールを中心に、多くの市民に親しまれてきた、まさに本市を代表する文化施設でございます。

本市は、音楽のまち旭川として吹奏楽や合唱などが非常に盛んであり、多くの子どもたちや市民がああステージに立つことを夢見て、日々、練習に励んでこられました。私も、ある中学校のPTA会長を5年間務めておりましたので、そういった姿を目の当たりにしてきた一人でございます。文化会館は、単なる建物ではなく、市民の皆様の数々の思いや感動が刻まれたかけがえのない共有の財産でございます。

一方で、半世紀を経て、施設全体としての老朽化は極めて深刻な状況でございます。建物の劣化による雨漏りや耐震性への不安に加え、令和3年には小ホールのどんちょうが落下するという、一歩間違えれば大惨事、人身被害もあり得たような、そういったことになりかねない、安全性を揺るがす重大な事故も発生いたしました。安定的な運営に対する懸念は、これまでも繰り返し指摘されてまいりました。また、現代の公共施設に求められるバリアフリー環境や最新の舞台ニーズへの対

応といった面でも、建設当時との乖離が大きくなっております。

こうした現状を受けて、市としては、専門家の意見や市民を交えた検討会を経て、建て替えの方向性を打ち出し、令和5年度には、次世代へつなげる文化交流活動の拠点を理念とする基本構想を策定されました。この新文化ホールの整備に関しまして、私と教育委員会が目指す方向は同じだというふうに思っております。それは、市民の皆様が安全に、そして、心豊かに文化芸術を楽しめる新たな拠点を一日も早く形にしたいという点に尽きると確信をしているところでございます。

しかしながら、建設資材の高騰が続く中、市全体として他の大型事業等も抱えており、市民からは、本当に計画どおりスムーズに整備が進むのかといった先行きを危惧する声も聞こえてきているところでございます。将来の市民に過度な負担を先送りせず、また、不測の事故や、旭川から文化の空白を招くことのないよう、今こそ計画を確実かつスピード感を持って進めていくべきと考えているところでございます。

そこで、現在の施設の現状やこれまでの検討経過、そして、新文化ホールの整備に向けた今後の具体的な取組について、順次、伺ってまいりたいと思います。

それでは、10款5項5目の文化施設等整備費について伺いたいと思いますが、令和8年度予算には、新文化ホールの整備に向けた基本計画の策定費として、先ほども答弁がありました848万6千円が計上されております。これまでの在り方検討会や基本構想を経て、いよいよ具体的な形を決める段階に入ると認識をしているところでありますが、この予算で実施する事業の具体的な目的と、主な積算内訳について伺いたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 文化施設等整備費は、新文化ホールの整備に向けた事業でございまして、現在進めております基本計画の策定に関わる内容としまして、新年度事業費は848万6千円でございます。

その内訳ですが、基本計画の策定支援の委託費や検討会の開催に係る報償費、また、先進事例調査に係る旅費となっております。

○中野委員 施設整備の緊急性、こういったことを議論する上で、現施設の客観的な劣化状況を共有しておく必要があると思っているところでございます。

開館から51年が経過し、管理棟における耐震不足や屋上防水の未実施箇所からくる雨漏りが建物本体の劣化を招いているとの指摘もあるというふうに思っておりますが、市として現状の認識をどのように捉えているのか、その辺について伺っておきたいと思います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 旭川市民文化会館は、開館から51年が経過しており、建物に関しては、コンクリートの劣化の要因となります内部への水分の浸透に関わるものとして、屋上の防水につきましては、大ホール、小ホールのステージ上部やエントランスホール、大ホールのホワイエ等の改修は終えているものの、大・小ホールの客席部分や会議室や事務室として使用している管理棟においては未実施であり、また、外壁の改修も、一部を除き、未実施となっております。このため、強い降雨の際には、管理棟3階、大会議室の出入口付近などで雨漏りが発生しますことから、こうしたことによる建物本体への劣化は進行しているものと認識しております。

また、耐震性につきましては、旧中央小学校の校舎を改築した管理棟におきまして、現行の耐震基準に適合しておらず、大ホール棟、小ホール棟においても、大規模な地震が発生した際にはホー

ルの天井部分が落下するおそれがあり、これらへの対策も必要な状況にあります。このほか、ガラスサッシの経年劣化による断熱性能の低下や、屋内の壁や床の汚れやひび割れなどもあり、全体的に老朽化が進んでいる状況にあります。

○中野委員 建物の劣化、老朽化の状況を御答弁いただきました。

新庁舎の建て替えのときにも議論になりました。改修をしながら、なるべく予算を節約、圧縮しながら使えるものを長く使っていく、これは、私も考え方としては同感でございます。しかしながら、物理的にというか、技術的に、コンクリートの中性化、こういったことが、近年、各都市においても老朽化の目立つ公共施設で議論がされている、危惧されているというような状況がございます。そういった、51年が経過する市民文化会館のコンクリートの中性化、この部分についての課題認識、どのように捉えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 御質問のありましたコンクリートの中性化に関わる検査等は実施しておりませんが、これにつきましては、やはり、コンクリート内部への水の浸入によりましてコンクリートそのものが軟弱化していくということでございますので、これについても大きな課題というふうに捉えているところでございます。

○中野委員 実施していないということで、これは大きな課題だというふうに思っております。一般的には、コンクリートの中性化は50年から60年で著しく進むというふうに言われておりますので、そういった意味からも非常にこの建て替え整備が急がれるというふうになっておりますし、また、実施をしていないという答弁についても、今回、強調されるべき答弁だというふうに受け止めてさせていただきました。

そして、建物の器としての劣化もさることながら、舞台機構や音響、照明といった設備、中身の限界も深刻だと思っております。バリアフリーへの対応不足や冷暖房の不便さ、こういったことも、私も利用者、市民から直接声をいただいているところでございます。そういった不便さといった利便性の欠如に加え、令和3年の、先ほども冒頭述べましたが、どんちょうの落下事故のような安全面、また、部品調達の困難さなど、安定的な運営を継続する上でのリスク、どのように考えているのか。特に、古い部品については、メーカーの対応が切れてしまう懸念もございますので、部品の製造が行われないというふうになってしまえば、万が一のことでありますが、閉館を余儀なくされるということも事態としては想定されるというふうに思いますので、その辺のリスクについて伺っておきたいと思います。

○吉川社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 市民文化会館が建設された当時と現在とでは求められる施設機能や施設設備に違いがあり、様々な面において課題があると捉えております。

施設機能につきましては、特に、バリアフリーに関して、多目的トイレの設置や展示室に入退場できるよう車椅子用昇降機の設置、通路の段差や階段のスロープ化などや手すりの増設などを行っておりますが、体の不自由な方の快適な利用には十分に応えられていない状況にあります。このほか、多数が来場する催事では、開場時刻までのエントランスホールの混雑や、休憩時間中にトイレの利用に時間を要してしまう場合があること、冷暖房につきましては、部屋ごとに制御できない機構であり、細かな温度調整も難しいため、特に盛夏や寒冷期には不便をかける面があるなど、現代的な利便性や快適性の提供が難しい状況にあります。

施設の持続的な提供に不可欠な設備につきまして、冷暖房や給排水、電気などの多くが開館当初

から改修を行いながら使用しており、耐用年数が大幅に超過しているため、故障の内容によっては部品の調達に時間を要する場合があるなど、安定的な運用へのリスクが高くなっております。

さらに、舞台機構につきましては、老朽化が進んでおりまして、どんちょうや幕などのつり物につきまして、御質疑にもありましたとおり、令和３年１２月に小ホールのどんちょうが落下する事故が発生してしまいましたように、定期点検では把握できない劣化等もあることから、保守点検事業者からの優先度に関わる助言をより一層勘案し、適切に更新時期を見定める必要がございます。

また、音響設備につきましては、令和６年度でリース契約が満了し、無償譲渡を受けており、照明設備につきましては、令和８年度にリースを終え、同じく無償譲渡となる予定をしておりますが、いずれもリース期間満了の時点で設置から１０年が経過することとなりますので、機器の故障による部品の確保が難しくなってくることや、照明設備に関しましては、現在はＬＥＤ照明が主流となっておりますことから、ハロゲンランプの供給がいつまで続くのかといった懸念もございます。双方ともに新規更新には多額の費用が必要となりますことから、現状においては、不具合の発生に応じて、部品が調達できるものについては修理を行い、調達困難なものにつきましては機器を取り替えながら維持をしていく必要があるというふうに考えております。

○中野委員 前段、コンクリートの中性化については検査をしていないという答弁に加えて、中身、この設備面についても、今、るる丁寧に御答弁をいただきました。かなり厳しい状況だという答弁だったと思います。照明設備のリースについても答弁があつて、ハロゲンランプ、今後の供給不安についても答弁されたということで、冷暖房設備等に関しても、これは想定の一つであります。メーカーのサポート期間などが終了した場合、発注をかけても部品が来ないということになりますので、温暖化が進む気候の状況であったり、また冬期間の状況を考えると、本当に待ったなしの状況を改めて答弁いただいたというふうに思っております。

そして、過去の経過を振り返りますと、平成２６年度に、一度、大規模改修に向けた基本設計に着手しながら、工事費の大幅な増額により再検討に追い込まれた苦い、苦しい経験がございます。当時の検討にどれだけの費用を投じ、なぜ改修を断念せざるを得なかったのか、その教訓を含めた経緯について伺っておきたいと思っております。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 施設の老朽化が進む中で、開館後、約４０年が経過した平成２６年度でございますが、大規模改修に向けた基本計画の検討と基本設計に着手しましたが、当初予定されておりました工事費なんですが、約２４億円から約３５億円と大幅に増加することが見込まれましたことや、耐震対策のさらなる確認が必要になることも想定されたことから、大規模改修の実施の可否も含めまして再検討することとなりました。その後ですが、総合庁舎の整備に合わせまして建て替えの検討がなされるなどの経過もございましたが、建て替えも含めた文化会館の整備につきましては、市民の意見を十分に聞き、時間をかけて検討することとなりまして、以後、必要となる修繕を続けながらも、大規模改修における耐震対策や費用負担に関する調査を実施するとともに、利用団体などへアンケート調査や市政モニター調査、また、市民向けの見学会などを実施し、市民意見の収集などを行ってまいりました。

なお、平成２６年度の大規模改修に係る基本計画の検討と基本設計の業務委託費は、約２千４００万円でありました。

○中野委員 過去の経過について答弁いただきました。

民生常任委員会所管のときも、副市長のほうから、税という財源について、一部、答弁がありました。平成26年度の大規模改修、様々な事情があつて、政策の判断としてそこを断念し、今の経過に至るというふうに思っておりますが、いずれにしても、この市民文化会館の整備については、建て替えなのか、または大規模改修なのか、その都度、その都度の市長の考え方なのか、そこはちょっと正確には分からないところもございますが、紆余曲折があつて、過去の26年度の大規模改修のときには基本設計まで進んで、答弁があつたように、約2千400万円の税が投じられているということでございます。

こういった市の判断や行動については、市民からも様々な意見が恐らくあるというふうに思っております。そういったことをしっかりと受け止めながら、今回の令和6年3月ですか、に基本構想が策定された、その趣旨、目的、また、そのときの政策判断に従って、計画性のある取組が、より一層、市民から求められているということを改めて強調しておきたいというふうに思っております。

そして、過去の改修計画の挫折を踏まえ、令和4年度には、在り方検討会で改修か建て替えかの議論がなされました。多額の公費を投じる以上、改修よりも建て替えが望ましいと判断した具体的な根拠と、その決定プロセスなどについて伺っておきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 施設の老朽が進みまして、令和3年に小ホールのどんちょうが落下するなど、抜本的な改善が急がれる中で、令和4年に、大改修するか、あるいは建て替え整備するかについて議論をするため、利用団体や関係者、また公募市民などが参加します在り方検討会を立ち上げました。合計6回の検討会を開催しまして、大規模改修と建て替え整備を実施したそれぞれの場合につきまして、イニシャルコスト、ランニングコスト、使用可能年数、また、メリット、デメリットなどを整理しまして、総合的に比較、検討した結果、検討会の意見として建て替え整備のほうが望ましいとの方向性が示されました。

あわせて、令和4年度に、文化庁が実施します、劇場、音楽堂などへの芸術文化活動支援のための支援員派遣事業を活用しまして、文化会館などの整備や運営などに知見や経験を豊富に持つ専門家の方に評価いただきまして、新施設の建て替え整備を検討することが妥当だとの意見を受けたところでございます。

○中野委員 この分科会のこの席というか、この部屋には、この分野に関わる専門家はいないと思います。私も専門家ではございません。ただ、今、答弁があつたように、市がこれまで計画的に進めてきた様々な検討会となるような場面、そこに、委員としてですか、招いていた、そういった専門家からも、今、答弁があつたとおり、建て替え検討が妥当だというふうに意見が示されたということについては、当然、重く受け止めるべき内容だというふうに思っておりますし、こういった、これまでの協議や議論に関わってきた方々の思いであつたり苦労であつたり、また、当然、一定程度の、そこにも費用をかけてきているというふうに思っておりますので、なおさら重く受け止めながら計画を推進していく必要があるかなというふうに改めて感じたところでございます。

そして、文化庁の支援による専門家の評価では、20年から30年間にわたり使用するための改修工事の提案は現実的ではないという非常に重い指摘があつたというふうに承知をしているところでございます。この客観的な評価を受けて、教育委員会として、どのように方針を固め、令和5年度の基本構想策定に至ったのか、策定経費と併せて伺いをしておきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 令和4年度の専門家の評価におきましては、具体的には、建物の規模や老朽化などの状況のほか、舞台装置や電気設備などの状況把握から、調査結果としましては、20年から30年にわたり使用するための改修工事の提案は現実的ではなく、時代のニーズに合った形で新設の建て替え整備を検討することが妥当との意見を受けたところです。

このような専門家からの評価と市民などを交えた在り方検討会での評価結果を踏まえまして、教育委員会としましては、老朽化が進む文化会館の対応について、建て替えをし、新たな施設整備の検討を進めることを決定しまして、令和5年度に基本構想を策定したところでございます。

基本構想の策定経費は、約600万円で行いました。

○中野委員 専門家の評価を受け、その市の認識について答弁いただきました。また、後段では、基本構想の策定費用が約600万円ということで御答弁もありました。この基本構想策定についてはそういった費用が投じられている、一方で、当然、市職員の人件費としても、ここに見えない支出があるということも受け止めておかなければいけないというふうに思っているところであります。

そして、文化会館の役割の関係についてであります。これから造ろうとする施設が旭川にとってどのような存在であるべきか、その基本認識を伺っておきたいと思います。

道北圏最大のホールを有し、長年にわたって市民に愛されてきた現在の市民文化会館の役割を市はどう捉えており、新施設に何を継承しようとしているのか、その辺の考え方などについて伺っておきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 現在の市民文化会館は、道北地域において最大となります約1千500の客席を有する大ホールと、約300の客席を有する小ホールに加えまして、展示室や会議室なども備えておりまして、市民の文化活動や全国規模の催事など、様々な目的で利用することができる文化芸術活動の拠点としまして、市民のみならず、市外の方々からも長く親しまれてきた施設であると認識しております。

○中野委員 市民の期待を本当に背負っている、そういった事業が、今、進められているということだと思います。

そして、市民意見の関係についても、改めて確認をしておきたいというふうに思っております。

市民の納得感を得るためには、丁寧な意見集約が欠かせません。これまでも、教育委員会として、こういった取組、作業を本当に一生懸命やってくれていただいているということについては、この場を借りて改めて高く評価しておきたいというふうに思っております。

これまで、アンケートや市民向け見学会、さらにはパブリックコメント、そして、先ほども答弁がありましたが、市民と議会の意見交換会、これは議会として開催した、こういった取組などを通して、どのような意見を拾い上げ、検討に生かしてきたのか、再確認をしておきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 文化会館の整備に向けましては、平成26年度に大規模改修の検討を始めた頃より、大規模改修検討会での議論やアンケート調査などを実施しまして、その後も令和4年度の大規模改修か建て替え整備かについて議論を行った在り方検討会などにおいても、市民や利用団体などの意見収集に努めてまいりました。

新たな施設整備の検討を行うこととしました以降は、基本構想の策定検討会での議論ですとか、

基本構想の案に対するパブコメの実施、また、市議会の活動でございます市民と議会の意見交換会では、令和5年と6年に新文化ホール整備に係るテーマ設定を受けまして、市民の意向を聞く機会をいただきました。現在、基本計画の検討においても、市民意見の聴取や関係団体とのヒアリングなども行っております。

主な意見内容では、新施設についての規模ですとか設備のほかに、管理運営方法や周辺の整備に関する意見などを幅広く受けております。

○中野委員 市民意見の関係、どのように把握してきたか答弁をいただきました。後段でも、新施設の規模や設備、管理運営方法など、幅広い意見を受けてきたということでございました。

こういったことについては、議会の中であまり議論が進んでいないかというふうにも思っておりますし、今、設置されている検討会の中でこういった議論になっているか、ちょっと私も承知していないところではありますが、近年、同規模程度の自治体で同規模程度の新文化ホールなどの整備が進んでいるというふうに承知をしています。そういった中で、管理費が、例えば、旭川のように2億4千万円ほど毎年のようにかかるというときに、どのように収支均衡で運営費を稼いでいくか、そういったことについても今後においては議論していく必要があるのかなというふうに思っております。公設で恐らく建てていく、PFIにしても、一定程度の、やはり市が投資をしていくというような運びになるというふうに思っておりますので、新たな施設が建設されれば、当然、受益と負担の適正化の考え方ではありませんが、古いものから新しいものになって最適化を図るということでもありますので、一定程度の、利用者に負担を求めるということについても、臆することなく、やはり議論をしていく、それは、文化会館を利用しない、陰で支えていただいている市民に対してしっかりと答えを出すというか、応じていく、そういった対応になっていくというふうにも思っておりますので、そういった議論についてもしていただきたいと思っております。

これは、令和7年10月16日、これ、決算審査特別委員会分科会、昨年の第3回定例会で、分科会の資料として、これ、えびな委員が資料要求した資料、ちょっとタブレット上にありましたのでプリントをさせていただきました。過去10年間の管理費、そして使用料についての推移がグラフ化された資料でございます。

ちなみに、令和8年度予算では、市民文化会館の管理費については2億4千400万円、約ですね、計上されているところでございます。

この約2億4千万円、過去10年間と比較をしても、恐らく最高額になっているのかなと思います。いろいろな人件費の高騰だとか、そういったこともあるのかな、いろんな要因で約2億4千万円、ちなみに、令和6年度までこの資料は示されておりますが、令和6年度の決算では2億1千900万円ぐらいというような状況でございますので、上昇の傾向にあると。

一方で、令和2年度あたりで、急に、元年度から2年度にかけて、コロナの状況もあって使用料が極端に低下するというような状況で、令和2年度の市民文化会館の使用料については2千391万7千円ほどということで、かなりここで減少したということで、その約2千390万円が令和6年度の決算で5千582万3千円ぐらいまで回復をしているものの、まだ10年前の平成27年度の約6千730万円には追いついていないというような状況でございます。

2億円を超える管理費を支出している一方で、収入に関しては5～6千万円、6千万円に届いていないということでもありますので、いかに収支均衡を目指していくか、これについては当然検討し

ていくべきだと思っております。公設であるから使用料を抑えて広く市民、利用者に利用していただくという考え方も必要な一方で、2億円に対して5千万円ということなので、ちょっと少ないのかなというふうに思っております。

新設の検討をしていく、新たな整備をしていくに当たって必要な検討だというふうに思っておりますので、その辺の協議も求めたいと思いますが、こういった協議の経過、状況になっているのか、もしも御答弁いただければ、一言、ちょっと答弁をいただきたいなと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 今、委員がおっしゃられたように、これから施設の規模ですとか内容を決めるという段階において、先ほども御答弁させていただきましたように、建築というハードを、これからに向けて基本計画というものを策定するわけなんですけども、その前に、こういったものに活用していくかというところで、今、議論を進めております。

今おっしゃられたように、やっぱり、末永く施設を維持管理していくっていうことは大事なテーマでございまして、基本構想の中にもそのようなことが書かれております。そういったことも、やはり、末永く、そして、皆さんが楽しめるような文化会館になるようにはどういったらいいか、そういった議論を今まさにしているところでございまして、御指摘いただいたようなことも踏まえてこれから検討を進めていきたいと考えております。

○中野委員 今、申し上げたとおり、管理費に対して、使用料というか、収入が4分の1に満たないというような状況でありますので、一つの課題として、今後のこととしてぜひとも協議を進めていっていただきたいなということを改めて申し述べておきたいなと思います。

そして、旭川市民文化会館整備基本計画検討会の目的などについても触れておきたいと思えます。

現在進められている基本計画の検討会では、予定地を旧総合庁舎跡地に決定するなど、進展がこれまでも見られるところでございます。一方で、策定期間が当初予定の令和7年度から8年度へと延長されたところでございますが、この延長の背景と現在の具体的な検討状況について、改めて答弁を求めたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本計画の検討会は、現在の文化会館をよく利用されます文化芸術などの関係団体の代表者をはじめ、コンベンションや経済界などの関係者、また、建築、都市計画に関わる学識者など12名が参加しまして、令和5年度に定めました基本構想が示す施設の機能や役割を担う施設となるよう、基本計画の策定に向け、令和6年度に設置しまして、これまで、9回、検討会を開催して議論を続けております。

次に、これまでの検討状況でございますが、令和6年度は、初めに、建設予定地の決定に向け、候補地を7つに絞りまして、アクセス性ですとか、防災上の安全性、駐車場の確保の視点などから総合的に考慮し、旧総合庁舎跡地に決定しました。その後ですが、建設予定地の現地調査を踏まえ、検討会が理想とします新施設のイメージについて議論しまして、令和7年度からは、市民にも分かりやすく、多くの意見をいただけますよう議論を具現化しましたイメージ模型を活用しまして、広く市民意見の聴取と建て替えの議論が進んでいくことの周知などにも努めてまいりました。

現在は、検討会では、集まった500件の市民意見などについてまとめや分析を進め、基本構想が目指す施設となるよう、来年度から本格的に始まる施設の規模や内容などハードの整備の準備のため、市民のどのような活動や事業が展開される施設とするのかなど、ソフトの事業について、そ

の方向性を定める段階となっております。

次に、基本計画の策定期間でございますが、意見聴取の期間を延長することと、管理運営の議論も必要になりましたことから、当初予定しておりました令和7年度から来年度の令和8年度の策定を目指し、取り組んでいくこととしております。

○中野委員 基本計画の目的や役割、そして、後段では、進捗状況についてもお答えをいただきました。

先ほど来も質疑があつて答弁がありましたが、令和8年度に延長されたということについては、答弁をお聞きすると、これは必要な延長期間であるというふうに理解をしたところでありますし、こういった検討が重ねられることによって、より市民ニーズに応えられる、そういった施設規模、そして施設の機能、さらには、バリアフリー、インクルーシブな、そういった施設の完成を期待することができるというふうに思っておりますので、8年度の作業において、引き続き、教育委員会が中心となって、取組を活発に行っていただきたいというふうに思っているところであります。

そして、これは、多くの市民から恐らく疑問があるというふうに思っております。私も、こういった市民文化会館の建設を応援する各企業さんとのお付き合いもありまして、今年、去年は、ある、私がお付き合いしている企業さんから、市民文化会館の建て替えに対して——教育長は覚えているかな、あつ、教育長はそのときいなかったか。寄附金をいただいて、私、その席に同席をさせていただきました。市内企業も、やはりこういった市の取組を応援したいと、そういった企業がたくさんありますし、決して批判的な意見ばかりではなくて、ぜひとも進めていただきたいという意見があつて、ぜひその取組を応援する意味で寄附金を出したいというようなことにも、これまで、教育委員会としても、市としても対応しているというふうに思っております。

そういった中で、本当に、さっきの4分の1の収益ではありませんが、本当に、投資をした一方で、しっかりとした収益を上げることができるのか。新アリーナについては、ここは議論する場所ではないというふうに思っておりますが、新年度予算としては、新花咲スポーツ公園の再整備に向けて、民設民営を一つの目標として、今、取組が進められております。そういったところのすみ分け、どういうふうにすみ分けをしていくのか、催事の種別が重なるのではないかとといったところについて、ちょっと確認をしておきたいなと思います。

花咲スポーツ公園の新アリーナ、これについては、今、5千席規模を想定しているというところで計画が進められております。コンサートなどの利用が想定される中、市民からは2つの大きな施設は必要なのかという懸念の声も聞こえてきているところでございます。市としても受け止めているというふうに思っております。

興行プロモーター等の情報も踏まえ、新文化ホールとアリーナのすみ分け、どう明確化し、共存を図っていくのか。当然、利益を、催事を行う立場としては、より一層、席が多いところにたくさんのお客さんと呼んで、収益が上がるほうというふうな考え方に流れてしまう懸念というのはあるというふうに思っておりますので、5千席の新アリーナと1千500席を超える規模になろうかと思いますが、そういったところのすみ分け、どういうふうに共存していくのか、考え方を伺っておきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 花咲スポーツ公園の新アリーナとのすみ分けでございますが、総合体育館については、単なる建て替えではなく、市民スポーツの推進に加え、プロスポ

ーツやライブコンサートなど、多目的な用途に対応したプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとしての整備を目指し、現在は、その募集要項を公表し、事業者の募集中であると市長部局より伺っております。

そのため、新アリーナは、施設の性能や機能、また、サービス提供などは事業者の提案内容によって左右されてくるものと考えておりますが、事業者に求める必要最小限の基準となる要求水準書では、SVリーグやBリーグなど、5千人の客席が収容可能な施設を目指している内容となっております。

また、新文化ホールの整備に向けましては、各種イベントなどを企画しますプロモーターなどと情報共有を行っておりますが、例えば、コンサートやライブでは、5万人程度を収容しますドームツアー、それから、5千人から1万人程度を収容しますアリーナツアー、そして、1千人から2千人程度を収容しますホールツアーなど、客席の収容規模などによって幾つかの種類に区分けされまして、アーティストのほか、会場に持ち込まれる機材などもすみ分けがされていると伺っております。

そういった状況から、新アリーナと新文化ホール双方ともに規模や機能がまだ決まっていない部分もありまして、現段階においてすみ分けを意識した計画の策定は進めておりませんが、現在の文化ホールの大ホールは約1千500席であることや、新アリーナ整備の要求水準書、また、プロモーターからの情報を考慮しますと、実施が見込まれるイベントの規模が違っていると想定されますので、プロモーターが企画するイベントなどはすみ分けされるものと考えているところでございます。

今後は、新アリーナの整備状況も踏まえ、取組を進めてまいります。

○中野委員 懸念するのは、スポーツではなくて、音楽系の催事だと思っております。答弁としてはそのとおりで、非常に無難な、きれいな答弁していただいたというふうに受け止めました。

例えば、旭川出身の安全地帯、玉置浩二さん、旭川市民文化会館もよく活用していただいて、多くのファンを集めていただいていると思っております。

しかしながら、こういった規模をすみ分けしたとしても、1回、旭川に来て、5千人規模をやって、次は別企画で1千人規模の企画をするかといったら、1回、旭川に来たのを、2回、また来るということには恐らくならないと思いますので、やはり、一般的な考え方ではあるかもしれませんが、5千人規模の新アリーナが仮に誕生した場合については、先ほどの収益の話ではありませんが、新たな施設整備に100億円を超えるような投資になるというふうに思っております。その一方で、今の5千万円程度の収益を上回るような想定ができるのか、この辺についても課題としてやはり捉えていく必要があるというふうに思っておりますし、新ホール、文化ホールを建設したはいけども、大した使用料が増えなかったということであれば、これは間違いなく大きな指摘の材料になってしまうというふうに思っておりますので、このすみ分けについては、先行して基本構想が策定されている文化会館については鋭意検討を進めていただきたいというふうに指摘をしておきたいと思います。

そして、令和5年度に策定された基本構想では、次世代へつなげる文化交流活動の拠点という基本理念が掲げられました。この理念を具現化するために、新施設にはどのような機能を持たせ、どのような役割を担わせようとしているのか、改めて伺いたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本構想は、新文化ホールの建て替え整備に向け、新

施設の理念や求められる機能を整理するために、令和5年度の検討会で6回の議論を行いまして、パブリックコメントを実施、策定したところでございます。

基本構想では、基本理念を次世代へつなげる文化交流活動の拠点として、文化交流のもたらす喜びや感動、成長や共感を市民一人一人が当事者として享受できる施設を目指すとともに、文化交流活動が過去から未来へ続く地域の共有財産となるよう、本市はもとより、道北地域の文化交流やまちづくりの重要な拠点として機能し、貢献することを目指しております。

また、新文化ホールは、親しみをもち、目的がなくとも訪れることのできる日常利用や、持続的なサービスと質の向上のためのコストパフォーマンス、さらに、これからの時代の公共施設として、多機能連携やまちづくりへ寄与するほか、インクルーシブ、シンボル、アクセシビリティの7つの基本的な役割を実現できるよう、鑑賞、活動、交流、発信の4つの施設機能を備える施設として定めたところでです。

現在、多くの市民意見を踏まえ、基本計画の策定を進めておりますけれども、基本構想で定めた理念や役割、そして4つの施設機能の考え方に沿った施設となるよう、検討会では、都度、振り返りながら検討を進めているところでございます。

○中野委員 基本構想の考え方について答弁をいただきました。

答弁いただいたとおり、その基本構想の考え方、具現化、現実のものとするために、引き続き、取組を進めていただきたいというふうに思っておりますし、答弁された内容については、多くの関係者、利用者、市民が期待をしていることだというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そういった答弁を踏まえて、これは改めてではありますが、供用開始の目標と今後のスケジュール感についてというところであります。

施設の安全面からも一刻も早い完成を望む声がある一方、基本構想では、想定していた最短で令和13年度開設という、基本構想50ページに記載をされているところでありますが、こういった目標に、現在、黄色信号とも言えるような信号がともっているのではないかとこの危惧もございます。PFI手法の検討プロセスも含め、現在のスケジュールの認識について伺っておきたいと思っております。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 基本構想では、供用開始目標として時期を示しておらず、その当時に最短で令和13年度の開設を想定している旨が記されております。これは、令和7年度に基本計画が策定されまして、あわせて、PFIについて簡易検討により適さないと判断された場合に、類似施設の事例などを踏まえ、その後、従来型の整備手法で、令和8年度から9年度の2か年で基本設計と実施設計、令和10年度から12年度の3か年で工事、そして、令和13年度の開設を想定し、全て順調に進んだ場合のスケジュールをお示ししております。

なお、基本計画の検討に時間を要していることに加えまして、基本構想においては、整備内容によって事業者の選定等のスケジュールが変わる旨が記されておまして、PFIについての簡易検討の結果が見通せない状況においては、基本構想で示した最短での開設の確実性は高くはないものと考えております。

次に、基本計画策定後のスケジュールになりますけれども、当該事業は施設整備費が10億円以上見込まれますので、本市のPFI活動指針にのっとり、整備費用などの検討項目を踏まえた簡易

検討が実施される予定でございます。簡易検討によりまして、P F I などの手法の導入に適すると評価された場合には、P F I の検討会議に諮られ、P F I 導入の可能性調査の実施の可否が判断されまして、さらにP F I 導入の可能性調査へ進み、P F I などが適切と判断された場合には民間活力の活用に進むものと考えております。一方で、簡易検討あるいはP F I 導入可能性調査において、P F I などが適切ではないと判断された場合には、従来型の整備手法により進められるものと考えております。

そのため、開設時期につきましては、このような手続の中で整備手法が決定した段階において明らかになっていくものと考えております。

○中野委員 策定後のスケジュール感等についてお聞かせをいただきました。

令和6年3月に策定をされた基本構想の50ページには、今、答弁いただいたように、最短で令和13年度ということ想定が記載をされております。これは、教育委員会だけで、当然、こういった記載を確定したわけではないと思っております。市長部局とも当然調整をした上で、一つの政策判断として13年度を目途にしていくというようなことで整理をされているのが当然だというふうに思っておりますので、そういったところに黄色信号がともっていると。ただ、いろんな事情がありますので、2～3年ぐらいいは誤差の範囲なのかなというふうに思っているところであります。

しかしながら、食べ物にも賞味期限があるように、やはり、計画にも、ある程度、賞味期限があって、おいしく食べられるうちにやっぱりしっかりと計画を実行していくと。あんまり古くなると、すごいスピードで情勢が変わっていつてしまうので、本当に、5年もたってしまうと、何を根拠に整備を進めていくんですかっていうことになりかねないというふうに思っております。

そういった疑問意識から、基本構想はいつまでが有効期限だというふうに、市として、教育委員会として考えているのか、また、どのような条件がそろえば、一体、着手が可能だというふうに見込んでいるのか、その考え方をお伺いしておきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 令和5年度に策定しました基本構想は、将来の文化ホールの在り方について、理念や役割、また施設機能を定めたものでございまして、その有効期限などは定めておらず、社会情勢や文化芸術などに関わり大きな変化がない限り、短い期間のうちに変更にはならないものと考えておりますが、これからも市民の意見などを伺いながら、できる限り早く整備ができるよう努めてまいります。

また、着手可能となる条件についてのお尋ねですが、着手のためには、基本計画の策定ですとかP F I に関する簡易調査など、P F I 活用指針に基づく手続を経て、整備に関する予算のほか、今後の管理運営に関し、必要となる事項などを整理することが求められてくるものと考えております。一つ一つ課題に対応しながら取り組んでまいります。

○中野委員 教育委員会というか、社会教育部としてですか、答弁できるのは今ぐらいの範囲だと思っております。やはり、財政的なこと、様々な施設整備の優先順位、そして、政策判断ということがありますので、本来であれば、この内容については副市長に聞くところだというふうに思っておりますが、時間が余れば、最後、副市長にも、ここまでの教育委員会のほうから答弁がありましたので、市長部局として、副市長として、どういった認識を持っているのか、尋ねてみたいなあと思っております。時間が余ればですね。

それでは、ここまでいろいろ答弁をいただきました。教育長にもお聞きをしておきたいと思いま

す。

老朽化によるリスクが高まる中で、これ以上の停滞は許されないというふうに思います。そういった内容について、答弁が教育委員会からあったというふうに思っております。丁寧な市民合意を得ることは大前提ではありますが、同時に、スピード感を持って、不退転の決意でこの事業を完遂すべきというふうに考えておりますが、今後の取組への強い決意を伺いたいというふうに思います。

○和田教育長 市民文化会館は、市民の文化芸術活動をはじめといたしまして、全国規模の催事や、あるいは、コンサートなどの興行事業も行われるなど、様々な目的で使うことができる芸術文化活動の拠点として、市民の皆様のみならず、周辺地域の方々からも長く親しまれてまいりましたが、御承知のように、建設から50年が経過し、建物や設備の老朽化、あるいは耐震化への対応のほか、現在の市民のニーズにも十分に対応できていない部分もございます。

そのため、御質疑にもありましたように、これまで大改修する検討なども行いながらも、課題の対応のため、幾度か立ち止まり、市民意見を伺いながら、現在は建て替えに向けた取組を進めておりますけれども、この間も老朽化が進行し、教育委員会といたしましても、できる限り早く新文化ホールが開設できるよう取組を進めているところでございます。

一方で、基本構想で定めた基本理念あるいは基本的な役割を担うため、さらには、中心地に位置する大規模な公共施設として、幅広く市民の意見を聞き、しっかりと、そして丁寧に議論を進めながら計画策定をすることも必要であると認識してございます。

教育委員会といたしましては、今後とも、市民に分かりやすく丁寧な説明や情報発信に努めながら、基本構想が示す新文化ホールの整備に向けて、着実にしっかりと取組を進めてまいります。

○中野委員 教育長から答弁をいただきました。残り、多分、10分ぐらいあるのかなと思うので……（発言する者あり）

6分あると言うので、ちょうど時間があるということでもありますので、できる限り、新文化ホールが、建設、早くできるように取組を進めていきたいということで教育長からありました。ただ、今、御答弁いただいた雰囲気、トーンが最大限の決意表明だというふうに思います。やはり、いろんな意味で市長部局の動向を見極めながら教育委員会として進めていかなければいけない、そういった立場だというふうに思っておりますし、ただ、最前線に立ってこの内容について取組を進めていただいて、汗を今日までかいていただいているというふうに思っておりますので、こういった答弁を踏まえて、やはり、副市長としても考え方を述べるべきかなというふうに思っておりますので、最後に、本日出席されております副市長に総括的な観点から伺いたいと思います。

これまで教育長並びに教育委員会と質疑をさせていただきまして、市民文化会館の老朽化がもはや限界に達しており、建て替え整備が待ったなしの急務であることは共通の認識になったかと思っております。教育委員会としても、基本構想に掲げた理念の実現に向けて懸命に取り組んでいる姿勢は、私も理解したところでございます。

しかしながら、この新文化ホールの整備という一大プロジェクトは、教育委員会単独で成し遂げられるものではありません。これだけの規模の財源確保、PFI手法を含めた整備手法の高度な検討、そして、何より、新アリーナをはじめとする他の大型公共事業との市全体の予算の優先順位の整理は、まさに市長部局の政策判断そのものでございます。市民の安全を守り、本市の文化の光を

次世代へと確実につなぐためには、この事業を教育委員会任せにするのではなく、市長部局が主体的に汗をかき、市として全庁一丸となって推進する強力な体制が不可欠でございます。

そこで、副市長にお伺いしておきたいと思います。

市長を補佐し、全庁の総合調整を担う立場として、この市民文化会館の建て替え整備を市全体の最重要課題の一つとしてどう引き上げていくのか、教育委員会を強力にバックアップし、現実へと導いていくお考えがあるのか、市長部局としての総括的な見解と決意をお伺いして、私の質疑を終わりたいと思います。

○菅野副市長 新文化会館についてのお尋ねでございます。

まず、御質問に答弁させていただく前に、平成26年、改修を断念したときの建築の部長が私でございます。先ほど御質疑の中にもあったように、当初、大ホールを改修して、天井の部分を改修して、それ以外の必要なところを耐震改修してというような計画を持って、議会にも御説明をしていたところなのですが、私、建築の部長になってすぐその内容を確認したときに、ちょっと、大ホールの考え方っていうのかな、改修の考え方によって違和感があって、札幌の専門的な構造判定機関に相談したところ、改修と併せて、場合によっては、構造部分、要するに耐震の部分にも少し手をかけなきゃならなくて、場合によっては20億円ぐらいのプラスがかかるということも、意見交換の中で出てきたものですが、そういうのもございました。また、改修する際、少なくとも10か月、場合によっては2年近く大ホールを止めなきゃならないというお話もありまして、これだけ多くの市民の方、市民団体の方が、それは市外の道北各地の方も使っている文化ホールを、そんなに長いこと止めてもいいのかというのもございまして、当時、副市長、市長に御相談させていただいて、教育委員会とも相談させていただいて、最終的には改修は難しいのかなという判断に至った経緯がございます。

そこから離れて副市長になったときに、検討がほぼ進んでなくて、で、今津市長とお話ししたときに、こういう経緯があって、設備も躯体も相当老朽化が進んでいて、椅子そのものがもう今の規格に合わなくて、本当に、利用されている市外の方からも古いねという指摘が随分されるような施設であって、早く建て替えるなら建て替えるという方向性を決めていかなければならないですねというお話を、僕は、副市長就任早々にそんな話をした経緯がございます。

文化会館は、旭川市民のものだけではなくて、道北地域全体の文化を支える拠点なんですね。多くの団体の方、道北地域の皆さんに利用されていて、様々な文化活動を支えている拠点であって、これは、文化というその視点ばかりでなくて、道北の中核都市としてその機能を失うわけにはいかない、役割を失うわけにはいかないというのは、教育委員会だけではなくて、市の思いでございます。

したがって、今、時間はかかったとしても、検討を進めているところでありますけれども、市としては、ほかの大規模事業と併せて、10年後以降までも含めた予算の収支見通しを立てながらやっておりますので、その範囲の中で、できるだけ早く着手したほうが事業費は安価に済みますから、そういう考えの下、教育委員会と御相談させていただいているところでございます。

御指摘の中には、使用料のこともございましたし、それから、市民ニーズを、やっぱり、十分に把握するためには時間も必要だというお話もしていただきました。まさに、そういう点でも必要だと思っていますので、できる限り市民の御期待に、あるいは、道北全体の役割を、使命を果たすた

めにも、早く着手できるように取り組んでいきたいと思っています。

もう一点だけ。

特に、文化会館のような、その運営に専門性が必要な施設、今、指定管理者で5年ごとに管理する方が替わる契約にはなっていますが、ずっと続いている場合もありますけども。基本的には市が運営しているってことになりますが、やっぱり、専門性の高い方たちが長期の計画を立てて実際に運営する、そういう意味では、民間とか専門家のお考えが十分反映された運営というのが本来必要なんだというふうに思うんですね。そういう意味では、建てる時の手法はいろいろありますけども、やっぱり、管理運営の手法については併せて十分に検討する必要がある、そんなふうに考えてございます。

○塩尻委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午後 1 時 00 分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○たけいし委員 こんにちは。

自民党・市民会議、たけいしようにちであります。

私からは、早速、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の若者総合相談事業費についてお伺いをしてまいります。

今日は何の日というようなお話がありますけれども、それは、私以降の委員さんが質問のときにつまびらかにお話をいただけるということだと思いますんで、ぜひとも、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、若者総合相談事業費についてお伺いします。

かつて、本市の子育て支援は、他自治体、とりわけ周辺自治体と比して遅れている部分がありました。本市は、周辺自治体を支える様々な都市機能を有する言わば母船であり、ある意味、身近な子育て支援に特化できる小回りの利く施策には踏み出しづらい立場にもありました。しかし、市内中心部のw a k a ・ b a では、毎週末に様々なプログラムを実施し、妊婦や子育て世代をサポートする取組を始めました。5歳児健診についても、人口30万都市の規模感としては、全国に先駆けた取組が始まります。今までの概念をビヨンド、超え始めていると実感しています。

令和6年度に開設されたこども家庭センターは、母子保健と児童福祉の壁を取り払い、妊娠期から子育て期までを一貫して支える本市の安心のとりでとして、市民から信頼を寄せられています。専門職がチームで動く伴走型支援は、孤立を防ぐ極めて実効性の高い取組であり、高く評価するものであります。

本市は、今、今日まで、地道に種をまき、こつこつと水をあげてきた子育ての花のその開花期を迎えているのではないのでしょうか。

以上は、本定例会における我が会派、えびな委員による代表質問からの抜粋であります。

子育て支援部さん、よくぞここまでたどり着いたと、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

さて、国のこども大綱が掲げるこどもまんなか社会の実現、そして、本市の旭川市こども計画が目指す全ての子ども、若者が自分らしく幸せに暮らせるまちの構築に向けたこの関連予算についてお聞きしていきます。

これまで、本市は、いじめ防止や居場所づくりにおいても、痛みを強さに変える歩みを真摯にこつこつと続けてきました。令和8年度、その歩みは、こども・女性・若者未来部という新たな希望の形へ結実しようとしています。孤独な中で震える若者が一人もいない旭川をつくるため、一隅に光を当て、未来への投資となるような願いが込められた大作戦、若者総合相談事業について確認してまいります。

先週は、市内の学校は卒業式ラッシュでありました。巣立ちのときでありますけれども、学校が替わる、環境が変わる、不安定になって当然の時期でもあります。そんな中、卒業式に出ていない子たち、出られなかった子たちもいるわけであります。理由はもちろん様々あるでしょう。不登校になり、先生が自宅まで卒業証書を届けに来たとか、卒業式が終わった次の日に登校して体育館で卒業証書を受け取るとか、そのほかに、医療的ケアが必要な子などは、市立旭川病院で長期入院を余儀なくされ、学校の卒業式に出席できない場合、病院側では、患者さんの節目を大切にするための温かい配慮が行われたことがあります。

御承知のとおり、市立病院には対象となる生徒がいる場合に、教育委員会から依頼があって開設される院内学級、ひまわり学級といったシステムがありますが、その際には、教育と医療が連携したサポート体制が整います。ただ、少なくとも、これは、8年以上、このひまわり学級が開設されたケースはないとのことですが、かつては、病状により学校へ行けない場合、病院内で卒業式を行うケースもあったそうです。ひまわり学級にて、学校の先生や病院スタッフ、家族に見守られながら証書を受け取ります。移動が難しい場合は、先生が病室まで足を運び、ベッドの横でアットホームな形での授与が行われることもあったそうです。職員が廊下を折り紙や花で飾りつけたり、卒業おめでとうの手作りの掲示をつくったりしてお祝いの雰囲気をつくり出したこともあるそうです。ふだんはパジャマですが、この日だけは制服や正装に着替えて、ナースステーションの前や庭で記念写真を撮るサポートをすることもあったとか。

いろんな卒業の形がありますけれども、さて、翻って、卒業式が一段落し、一体、私たちのいるこの社会は若者たちを受け入れる器なのでしょうか。社会へ飛び出す若者が夢や希望を持てる社会なのでしょうか。旭川駅周辺で夜を過ごす若者たちの瞳に、私たちはどのような未来を映し出せるのでしょうか。彼らが抱える孤独や不安に公が真っ先に手を差し伸べる、その決意がこの予算、若者総合相談事業費には込められているはずです。

ここで、いつもの1曲ですが、「君の行く道は はてしなく遠い なのに なぜ 歯をくいしばり 君は行くのか そんなにしてまで」、御承知のとおり、今からもう60年前の「若者たち」という大ヒット曲の歌詞であります。年配の方の中には、初めてこの曲を聞いたときの頃を思い出して、人生を振り返り、涙する方もおられたというお話を伺ったことがあります。

さて、近年、旭川市において、若者に関わる事件や旭川駅周辺に集まる若者の不良行為などが課題となっています。そうした中、新年度の機構改革でこども・女性・若者未来部が新設され、市政方針においても、子ども、女性、若者への切れ目のない支援に取り組むとされています。去年は、買物公園エリア社会実験、まちにち計画において若者の居場所づくりの実証実験に取り組むなど、

少しずつ若者に関する事業を進めてきているのは承知していますが、新たに設置する部における若者に関する新規事業の若者総合相談事業費について確認してまいりたいと存じます。

まずは、新規事業の概要と予算についてお示してください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 若者総合相談事業についてでございます。

この事業は、若者に対する包括的な相談支援体制を構築するため、子ども・若者育成支援推進法、いわゆる子若法の第13条の子ども・若者総合相談センター機能としての若者総合相談窓口の開設や、子若法第19条の子ども・若者支援地域協議会の設置、ヤングケアラー等に対するケアさば事業の実施、子どもや若者の非行防止活動の取組などを予定しており、予算額は1千708万4千円となり、その内訳といたしましては、青少年非行防止担当職員等に係る人件費として1千124万3千円、ケアさば事業に係る委託料として512万9千円、その他、先進地の事例調査に係る旅費や事務費等として71万2千円となっております。また、財源につきましては、国庫支出金が341万8千円、一般財源が460万1千円、子ども基金からの繰入金が906万5千円となっております。

○たけいし委員 子若法に基づく包括的な支援体制と、約1千700万円の予算を確保されたことは、まさに若者の未来を守るとする市の確かな覚悟の表れであり、高く評価いたします。

私は、彼らが道を踏み外す前に、あるいはつまづいてしまったときに、誰かがそっと肩をたたき、ここにいていいんだよと言ってあげる、そんな優しさがこの事業の根幹にあるんだろうと感じています。

これまでは、悩みの種類によって窓口が分かれ、若者が迷い、たらい回しにされるような制度の壁があったのかもしれませんが、しかし、本市は、まちにち計画という現場で彼らの生きた声に触れ、正面から向き合いました。現場主義を貫いていきたいとの思いを、本市の姿勢を踏まえて伺います。

新規事業費として、1千700万円余りの大変大きな予算であり、金額から見ても、若者に関する取組に対する本気度が伝わりました。

それでは、先ほども昨年秋に実施されたまちにち計画にも触れましたが、これまでの若者に関する市の取組や課題についてどう捉えていますか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 これまでの本市における若者施策についてでございますが、例えば、就職など仕事に関わることは経済部局、障害や貧困に関しては福祉部局、自殺や心の病などは保健部局といったように、各部局が相談者の状況に応じて個別に対応してきたところですが、相談先の分かりにくさが課題であると認識しております。

また、子育て支援部におきましても、青少年を対象に、子ども会活動におけるリーダー研修や異世代交流事業、職業体験事業など、健全育成のための事業や非行防止のための活動を行ってまいりましたが、若者に対する総合的な取組までには至っておりません。こうした中、こども基本法に基づき、昨年策定した旭川市こども計画では、乳幼児期や学童期の子どもだけではなく、思春期や青年期の者も計画の対象として、施策を進めていくこととしたところです。今年度は、計画に基づき、若者の居場所について検討してきたところであり、支援の現場へ出向いて実態を把握したり、まちにち計画で若者の居場所を設置し、実際に若者の声を聞くだけではなく、若者の支援を行う団体などにも来ていただき、関係構築につながったものと考えております。

こうした取組を踏まえ、困難を抱える若者には、それを支える人との出会いが大切であり、特に、義務教育終了後には、進学や就職をしていなかったり、進学しても途中で退学した若者等への支援が途切れることのないよう、関係機関が連携して支援を続けていくことが重要であると認識したものでございます。

○たけいし委員 ただいまの御答弁、縦割りの弊害を認めつつ、義務教育終了後の空白も埋めようとする真摯な分析、明快な認識だと思います。現場で関係を構築した経験は、何物にも代え難い本市の財産でもあります。

さて、18歳の壁という言葉がありますが、義務教育が終われば、自己責任という冷徹な言葉にさらされ、行き場を失う。行政が差し伸べる手は、その壁を越えてもっと遠くまで、もっと深く届かなければなりません。許されるべき若者の定義、そこには市のどのような精神が込められているのでしょうか。こども大綱が示すとおり、子どもから若者への移行期は、本来、グラデーションのように切れ目のないものであるべきです。中学を卒業した瞬間に、支援の糸が途切れてしまうようなことはあってはなりません。どこまでも若者に寄り添い、伴走し続けてほしいと願います。

これまでの取組は、若者に対して包括的な取組とはなっておらず、義務教育までは行政や学校などの関わりの中で支援ができていたものが、それ以降は包括的体制となっておらず、支援が途切れてしまうこともあるということでありました。

それでは、若者の対象年齢とは幾つまでとなりますか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 こども基本法に基づくこども大綱や本市のこども計画においては、その対象を18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることのないよう、心身の発達の過程にある者としており、若者についてはおおむね30歳未満とし、施策によってはポスト青年期である39歳までとしております。

○たけいし委員 施策によっては39歳のポスト青年期までを対象とするものの御答弁でありました。

39歳、40歳一歩手前でありますけれども、40歳、不惑の一歩手前の年齢であります。この不惑、孔子の「論語」に、子「四十にして惑わず」というのがありますけれども、これ、2千500年前の話ですけども、この意味には、御承知のとおり、40歳を超え、自信を持ち、進むべき道に迷いがなくなったことを表しています。他方で、この言葉には別な意味もあるとのこと。それは、40を超えたらもう人っていうものは変わらない、人間は、もう40を超えたら変われないという、少しどきっとする意味も込められているということでもあります。変われなくなる前に救わなければなりません。

さて、なぜ39歳までという、一見すると大人と思われる年齢までを支援の対象とするのか、それは、国のこども大綱や子ども・若者育成支援推進法、子若法の根拠に基づき、現代社会が抱える自立の長期化と孤立の深刻化に真正面から向き合うためです。

関連法等を読んでいくと、大きく3つの重要な理由が浮かび上がります。

まず、ポスト青年期という不安定な時期のサポートであります。かつては、20代で社会人として自立し、家庭を持つことが一般的でしたが、現代は非正規雇用の増加や晩婚化、高学歴化により、30代になっても経済的、精神的な基盤が不安定なポスト青年期と呼ばれる層が増加しています。30代は、キャリアのつまずきや親の介護、ケアラー化等、社会的な孤立や自立の困難さが顕

在化しやすい時期だからであります。また、ひきこもり対策としても、内閣府の調査では、40歳未満、39歳までを若年層の支援対象として定義しており、この層を放置することが、後の8050問題、老老介護といった深刻な社会問題に直結するという危機感があります。

どんどん御紹介していますが、2つ目に、18歳の断絶を埋める切れ目のない支援をうたっている点が挙げられます。最も画期的なのが、年齢による支援の途切れを防ぐ点です。虐待などで18歳まで児童福祉の保護下にあった若者が、成人した途端に公的なつながりを失い、社会の荒波に放り出される18歳の壁を乗り越えるサポートに主眼を置いています。39歳までを対象に含むことで、10代から続く困難を、30代まで一貫して、本人の同意に基づき伴走し続け、支援の継続性を担保することが可能になります。

最後に、3つ目が、法的根拠とこども大綱の精神であります。こども大綱では、年齢で機械的に区切るのではなく、心身の発達過程にある者を広く対象としています。若者が社会の中で自分の居場所を見つけ、幸せを実感できるようになるまでは、公的な支援が必要であるという考え方です。また、30代のうちに適切な支援を行い、社会復帰や自立を促すことは、将来的な生活保護コストを抑え、社会の担い手を増やすという未来への投資の側面も持っています。旭川市が39歳を射程に入れるのは、単に対象を広げているではありません。一度つまずいたら終わりという冷たい社会を終わらせ、何歳からでも何度でもやり直せるという温かなセーフティーネットを構築するための戦略的かつ人間愛に満ちた選択だと言うことができます。

この39歳という数字には、一人の若者を一人の大人として完全に自立するまで見捨てないという、行政の強い決意が込められていると思います。本市が挑もうとする39歳までのポスト青年期を含め、年齢の壁を越えた心身の発達過程にある者全てをサポートする姿勢は、まさにこどもまんなかを体現する先進的な定義だと言えます。

さて、39歳という社会の中で最も孤立しやすい年代までを支えるということは、決して容易なことではありません。しかし、子若法に基づき、教育、福祉、医療、更生保護といった他分野が一つに集う救済のスクラムを組むことこそ、今求められる地方自治の姿であります。

そこで、ポスト青年期となる39歳までということで、かなり対象が広くなると感じます。そういう年代までの支援に取り組むのは大変ではないかと思いますが、新たに設置する子ども・若者支援地域協議会とはどういうものなのでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 いわゆる子若法の第19条では、地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせ、効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等で構成される子ども・若者支援地域協議会を置くように努めるとされており、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者等を地域で支援するネットワークの整備が求められてございます。協議会には、地域における福祉や教育、保健、医療、雇用、矯正、更生保護などの関係機関の参加を想定しており、これら各分野の横連携を深め、困難を抱える若者への支援内容の協議や情報交換を行ってまいります。

また、児童虐待などへの対応に関しましては、現在、子ども総合相談センターが調整機関となって運営する要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協がありますが、対象児童が18歳に達した後においても、継続的な支援の必要性や、本人の同意を得た上で、子ども・若者支援地域協議会と情報共有等を行うことにより、年齢によって途切れることのない効果的な支援が実践できるものと

考えてございます。

○たけいし委員 他分野の横連携に加え、要対協からのバトンを本人の同意という信頼の絆でつなぎ止めるこの仕組みは、切れ目のない支援の理想形と言うこともできるわけです。

他方で、先進事例である大阪府豊中市の例で言えば、課題と懸念事項として、本人同意のやはりジレンマが挙げられます。要対協から新たな協議会への情報共有には本人の同意が不可欠であります。支援が必要な若者ほど行政を忌避する傾向があります。同意を得るまでの信頼関係構築が運用のハードルとなっているようであります。また、いわゆる実効性の維持については、教育、医療、雇用など多分野の機関連携で、形式的な会議、顔合わせに終わりがちだということです。豊中市のように、具体的なケース検討を軸にした顔の見える関係をいかに日常化できるかが形骸化を防ぐ鍵となるということです。

そして、本市は、既にこういった豊中市等の先進事例を調査研究しているということでもあります。御苦労さまであります。そういったことはもとより、本市の今後においては、財源の持続性も、予算額1千708万4千円のうち、半分以上の906万5千円をこども基金からの繰入金に頼っています。基金に依存しない安定的な一般財源の確保が中長期的な課題となってくることでしょう。

さて、子ども総合相談センターは、新年度、機構上もこども家庭センターになり、乳幼児期から若者まで一つの部において一貫した支援が行えるということは、若者の困難さの解消にもつながるものと考えます。

この協議会や若者に特化した窓口、法第13条、子ども・若者総合相談センターはあまり聞きなじみがなかったものですが、どの自治体にもあるのでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 令和7年4月1日現在、地域協議会を設置する自治体は、全国では145自治体となっており、北海道内では北海道、札幌市、帯広市、苫小牧市、石狩市、中頓別町の6自治体となっており、また、若者総合相談センター設置は、全国では124自治体となっており、道内では札幌市、石狩市、白老町の3自治体となっており、センターと協議会の両方を設置するのは、全国では97自治体、道内では札幌市と石狩市のみとなっており、全国的にも設置が進んでいない状況にあります。

○たけいし委員 このたびの子ども・若者支援地域協議会、この包括的な体制を整えることは、全国的に見ても極めて高い志と決断力を必要とするものです。本市が、先行する札幌や石狩といった限られた都市と並び、この北の大地から日本の若者支援をリードしていこうとするその気概で力強く前へ進めていただきたいと思います。

本市が、全国的にも設置が進まない中、道内でも数少ない二段構えの支援体制を整えようとしていることは、旭川市の先駆性と子ども、若者に対する熱意を証明していこうとするものです。道内でも数少ない、全国に先駆けた決断をされたことは高く評価をいたします。

そして、もう一つ、絶対に見逃せないのが、家庭の事情を一身に背負い、自分自身の青春を家族のためにささげているけなげな子どもたち、ヤングケアラーの存在であります。彼らのSOSは、家庭という密室に隠れ、見えにくいものです。家族を支えている彼らのけなげな努力を孤独にさせてはなりません。彼らが、自分の人生という翼を広げ、いつか自由に空も飛べるようになるために、本市はどう救いの網、ネットを広げていくのでしょうか。相談窓口もセンターも全国的にも進

んでいない中で旭川市は新年度から実施をするということで、これもかなりの先駆的な取組であります。

さらに、もう一つの新たな取組として、ケアさぼ事業と、どういうものでしょうか。ヤングケアラーにはこれまでも議会で様々な質疑がありましたが、どのように進めていこうと考えているのか、お聞かせください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 ケアさぼ事業につきましては、過度な家族介護や家事負担を担っているヤングケアラーに対する支援等を、これまで相談事業等の事業実績等がある民間への委託により実施するもので、委託先においてコーディネーターを配置し、当事者からの相談対応を行うほか、18歳未満は、学校とのつながりやこども家庭センター等による支援体制の構築を、18歳以上は、専門的な相談支援機関等に誘導することで、より早期にかつ状況に応じた対応が行えるものと考えております。

こうした取組において、より重度なネグレクトや児童虐待のおそれがあるような場合は、適切にこども家庭センターや児童相談所などへ引き継ぐなどの必要な対応を行ってまいります。

○たけいし委員 民間の知見を生かしつつ、18歳を境に決して見放さない誘導体制を構築していこうという試みは、当事者にとってこの上ない安心感につながるすばらしい決断であると思います。

最後に伺います。

どれほど立派な組織図や法律があっても、そこに体温がなければ若者の心は開きません。窓口で待つのではなく、彼らの痛みが鳴り響く街角へ、SNSの闇の中へ、愛を持って飛び込んでいく、職員や御関係者の方々は、時にプライベートを犠牲にして職務に当たることも多々あるのではないのでしょうか。かなりの決意が必要ですし、本当に大変な使命だと思います。

ここで、旭川の若者は私たちが守るという決意をお聞かせください。

新たに若者に関する取組を聞かせてもらいましたが、困難を抱えた若者は相談しにくいのではないのでしょうか。どのように事業の実効性を高めていくのでしょうか。

○向井子育て支援部長 事業の実効性についての御質問でございます。

現代の若者につきましては、ヤングケアラーをはじめ、いじめや不登校、ニート、ひきこもり、性的マイノリティーなどの課題が複雑多様化しており、そうした中で、様々な困難や生きづらさを抱えている方が多くいらっしゃるものと認識をしております。

こうした若者の課題に対応していくためには、市が相談窓口を設置すれば全て解決できるというものではなく、やはり、温度感、体温を持ち、一つ一つの悩みに丁寧に寄り添い、適切な機関へつなげるための橋渡しを果たしていくことが、次年度に設置されるこども・女性・若者未来部であり、女性・若者応援課の役割であり、新たな事業の目指すところであるというふうに考えております。

この役割の実現に向けては、何より関係機関の連携が大切であり、必要なときに必要な支援につなげるため、日頃から顔の見える関係の構築が重要になると認識をしており、今年度から、少しずつではありますが、若者の支援団体との関係づくりを進めてきたところではございますが、今後、その取組をさらに進め、若者の困難に直面したときに迅速に対応できる体制をつくってまいりたいと考えております。

また、相談窓口についても、窓口を設置し、市役所で待っているだけでは若者の困難には目が行き届きませんので、やはり、積極的に各所へ出向き、自発的に支援を求めることができない方などに対しては、アウトリーチ型の支援を時間をかけて粘り強く行っていく必要性も感じております。

あわせて、新たな部署で若者の相談支援を行っていくことの積極的な周知、広報を進め、困っているということだけではなく、気軽に話に来られる、相談に来てもらえるような雰囲気づくりも大切であると考えております。

これまで、こうした包括的な事業は部内でも例がなく、手探りでスタートとはなりますが、いじめ防止対策推進部と女性活躍推進部、そして子育て支援部が統合して、新たにこども・女性・若者未来部となることでの、今までの部における取組の実績やスケールメリットも生かし、より広範なネットワークの形成が可能になると考えております。

新年度は、委員からも先ほど御紹介のありました豊中市の事例がありますけれども、若者支援の先進事例の調査も行う予定となっております。まずは、調査の結果も参考としながら、3部統合の強みを生かし、本市の若者が、将来に希望を持ち、円滑な社会生活を送ることができるよう、関係機関ともしっかり連携を図りながら、効果的な事業の内容についての検討を進めてまいります。

○たけいし委員 ただいま、部長から、アウトリーチ型の支援を時間をかけて粘り強く行っていく必要性を感じているとの御答弁がありました。

厳しい覚悟が必要な事業だと思います。ややもすると、今後、現場はこんなものではないとか、現場を分かっている、こんなことをおっしゃる向きも出てくることでしょう。ただ、たとえ石をぶつけられたとしても、何年か後には、あのときの行政の判断は正しかったんだ、あれがよかったんだと言われるよう、旭川の子どもたち、若者たちのために、ここ一番、踏ん張っていついていただきたいと思います。

そして、この一大プロジェクトに挑むに当たり、それぞれの部署が今まで培ってきたノウハウを共有しながら、それぞれの部署が今までのストロングポイントとウイークポイントを相互に補い合いながら、組織ガバナンスを進めていついていただきたいと思います。皆さん、それぞれに折り合いをつけて、今までのようなチームプレーで知恵を出し合って乗り越えていつてください。

冒頭に御紹介しました歌の、あれは1番ですが、3番の歌詞に、「君の行く道は 希望へとつづく 空に また 陽が昇るとき 若者はまた 歩きはじめる」というふうにこの歌は締められています。「君の行く道は 希望へとつづく」と歌ったあの時代から半世紀を超え、今の若者たちが歩む道は決して平たんではありません。孤独や不安に震え、どこへ続くか分からぬ道を独り歩む彼らに、今こそ、本市が帰るべき港を示すときであります。

国のこども大綱が掲げるこどもまんなか社会をこの旭川から具現化する新部署への期待を込め、このたびの若者総合相談事業における本市の一步を踏み出す勇氣に心からの敬意と精いっぱいのエールを送り、3部署統合のスケールメリットを生かしたアウトリーチへの強い意志と粘り強く寄り添う姿勢が、旭川の若者たちにとっての希望となることを確信して、本市のこの新たな挑戦が旭川の未来を担う若者たちの笑顔に直結することを願い、この質疑は終わります。

続きまして、小・中学校適正配置推進費についてお伺いをしてまいります。

3月20日は、国公立大学の後期日程の合格発表の日ということでありまして、今を去ること、ウン十年前、私は、国公立大学の受験に失敗をいたしました。横山先生が、先日、私は共通1次試

験の最初の第1世代だというふうにおっしゃっていましたが、私は、その共通1次試験の最後の年、1989年の年で、私の次の年からセンター試験というふうになりました。4～5年前から大学入学共通テストというような話になりましたけれども、それに失敗をしまして、受けた大学は、上野先生も、横山先生も、中村みなこ先生も合格されたあの大学でありまして、道教大旭川の受験に失敗をいたしましたので、以降、受験に失敗していますので、特段の御配慮を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、昨年(2022)の11月10日、旭川市立嵐山小中学校の閉校記念式典がありました。卒業生やOBの教職員の方々、これまで地域全体で見守ってこられた住民の方々が出席されました。式典では、小学生2人、中学生1人からそれぞれお別れの言葉と、嵐山伝統の笠踊りが披露されました。元気で伸び伸び、はきはき、とっても立派でした。そして、最後に、嵐山小中学校最後の児童生徒会長さんから旭川市長へ校旗の返還がありました。それは、優勝旗返還のようなお返しをする儀式でありまして、私たちの校旗をお返ししますと、けなげに校旗を市長へ返す光景には、私は、閉校になると学校の校章が入った旗を市に返さなければならないのかと、とても悲しい気持ちになりました。正直、こんなことがあっていいのかと、やっぱりかわいそうで、寂しさでいっぱいになりました。

そして、年が明けて3月、嵐山小中学校では最後の卒業生に卒業証書が手渡されました。嵐山小中は、1900年、明治33年に前身となる下江丹別簡易教育所が開設、小学校は創立125年、今回最後となった中学校の卒業式は今回で78回目、小中9年間を過ごした生徒さんが中学校として596人目の卒業証書を受け取ると、とても温かい拍手に包まれました。地域の皆さんに見守られながら嵐山でずっと育ちました、嵐山の最後の卒業生であることに誇りを持ち、将来の夢に向かって歩いていきたいと挨拶しました。嵐山小中学校は、忠和小学校、忠和中学校へそれぞれ統合され、閉校されました。

地域の小中学校の役割って何でしょうか。旭川の宝である子どもたちが変化の激しいこれからの時代を生き抜く力を育むためには、学びの場の在り方を真剣に考えなければなりません。まずは、本市が使命感を持って取り組んでいる小中学校の適正配置について、その根幹から確認をいたします。

小中学校の適正配置に係る事業概要をお伺いいたします。

○小松学校教育政策課適正配置担当課長 小中学校の適正配置は、少子化により児童生徒数の減少や学校の小規模化が進行する中、統廃合や通学区域の見直しにより学校の規模を一定規模に確保することで、児童生徒にとって望ましい持続可能な教育環境を実現するため、平成27年に、令和11年度までの15年間を期間とした旭川市立小・中学校適正配置計画を策定し、取組を進めているところでございます。

○たけいし委員 本市は、15年間の適正配置計画で、持続可能な教育環境を目指し、取組を進めているとのことです。少子化の加速により、計画どおりの規模確保が令和11年度以降も維持できるのか、将来的な再編の必要性も懸念されるところであります。

平成27年度の計画策定から10年、これまで多くの地域の方々や保護者の皆様が、母校への愛着や寂しさを抱えながらも、子どもたちの未来のために苦渋の決断を下してこられました。その歩みの重みをかみしめつつ、これまでの具体的な流れを伺います。

平成27年度の計画策定以降の進捗状況を御教示ください。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 平成27年度の計画策定以降、令和7年度からの3期計画改訂まで14校を統廃合対象校としており、これまで、平成28年に聖和小学校、平成31年に千代ヶ岡小学校、令和2年に旭川第2小学校と旭川第2中学校、令和5年に旭川第1小学校、令和7年に嵐山小学校、嵐山中学校と、合わせて7校の統廃合を実施してございます。

○たけいし委員 14校を対象として、現在まで7校の統廃合を完了との御答弁でありました。

本市の適正配置は着実な歩みが見られます。一方で、未実施校における地域住民の母校への愛着や合意形成の難航が今後の進捗に影響を落とさないか、いささか心配ではありますが、これは、単に数を減らすことが目的ではありません。全ては、子どもたちが多様な価値観に触れ、切磋琢磨し、社会性を育むための環境づくりであるはずで、教育委員会が描く、子どもたちにとっての真に望ましい姿とはどのようなものか、そのお考えを伺います。

教育委員会では、児童生徒にとって望ましい学校規模についてどのように考えているのでしょうか。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 文部科学省では、子ども一人一人の特性に応じた指導を行うことで、基礎的な知識や技能の確実な習得を目指す個別最適な学びと、他者との対話や協力を通じて、より豊かな学びを実現することを目指す協働的な学びの一体的な充実が重要としております。

本市では、多くの児童と付き合うことができるクラス替えがある規模が児童生徒にとって望ましいとの考えから、統廃合対象校を定めています。

○たけいし委員 集団の中での協働的な学び、整理されて出ていますが、重視して、クラス替えが可能な規模を理想とするという御答弁でありました。大規模化による個への目配りの低下やなじめない子へのきめ細かな支援が少々懸念されるでありませんか。どうか、特段の御配慮をお願いしたいと思います。

特に、郊外に目を向ければ、学校は、単なる教育施設ではなく、地域の灯台であり、心のよりどころであります。そこを統廃合の対象とするからには、明確な根拠と地域への深い配慮が不可欠です。改めて、その線引きについてお聞きます。

これまで郊外の小中学校が統廃合されてきていますが、統廃合の対象としている基準や区分を改めてお示しください。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 適正配置計画では、望ましい学校規模を確保するため、小学校は5学級以下の過小規模校、もしくは、通常学級の児童数が100人以下の小規模校を、中学校は5学級以下の過小規模校を統廃合の対象としております。一方、過小規模校であっても、旧合併地域において拠点としての役割を持つ江丹別小中学校といった地域拠点校や、特認校としている富沢小学校、旭川第5小学校、桜岡中学校、また、施設職員による登校支援などの配慮が必要とされる児童養護施設の近隣校である台場小学校は存置することとしております。

○たけいし委員 基準を設けつつ、江丹別等の地域拠点校や特認校は存置する方針であります。存置校と統合校の間で教育設備や活動環境に格差が生じ、不公平感につながらないか、今後も、今までどおり注視してまいります。

一方で、小規模校には大家族のような温かさがあり、一人一人に寄り添う教育が実践されてきた

歴史があります。そのよさを認めつつ、あえて統廃合を進めなければならない葛藤もあるはずです。教育委員会として、真実味のある捉え方を伺います。

小規模校について、教育委員会はどのように考えていますか。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 過小規模校の中でも、特に全校の児童数が50人を下回る場合、児童生徒一人一人に教員の目が届きやすく、きめ細かい指導が行いやすい、異学年間を含む児童生徒相互の人間関係が深まりやすいといった、そういうよさがあるものと認識してございます。一方で、運動会などの学校行事や集団活動に制約が生じること、付き合う対象が限定的になり、新たな人間関係が構築されないことも指摘されております。また、複式学級の編制により、例えば、小学校2年生と6年生の児童が同じ教室で学ぶ場合、児童、教員の双方にとっても少なからず課題が生じるものと考えております。

○たけいし委員 小規模校のよさを認めつつ、複式学級等への課題を述べられました。

きめ細かな指導の利点を失う痛みは大きく、統合によって画一的な教育に陥り、個性が埋没しないかという懸念はやはり残りますが、いよいよ、計画は、第3期、最終局面へと入ります。少子化の波は止まることがなく、現場の状況は刻一刻と厳しさを増しています。現在、統廃合の対象となっている学校が今どのような状況にあるのか、厳しい現実の数字を伺います。

令和6年度に計画の見直しを行い、現在、第3期計画期となっていますが、現状の統廃合対象の児童数、学級数についてお伺いをいたします。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 令和7年度から11年度までの第3期計画期において統合対象校は7校あり、令和7年5月1日現在の各学校の通常学級の児童数、通常学級数につきましては、過小規模校では、雨紛小学校が5人で3クラス、日章小学校が30人で4クラス、正和小学校が39人で5クラス、大町小学校が30人で4クラス、近文第2小学校が28人で3クラスとなっております。また、小規模校では、永山東小学校が77人で6クラス、新町小学校が88人で6クラスとなっており、永山東小学校と新町小学校以外は複式学級が編制されております。

○たけいし委員 第3期対象校の多くが複式学級という厳しい現状であります。学びの質確保は急務ですが、急激な環境変化が児童の心理的負担となり、不登校等の引き金にならないか、慎重な配慮をまたお願いいたします。

他方で、複式学級に対応する教職員の方々の御苦労はいかばかりかと拝察をいたします。

数字の裏には、戸惑う子どもたちや不安を抱える保護者の日常があります。計画を形にするためには、何よりも丁寧な対応の積み重ねが必要です。この勝負の年とも言える今年度、具体的にどのような姿勢で地域と向き合ってきたのでしょうか。

統廃合対象の基準や対象校の現状について詳しく聞いてまいりましたが、今年度の適正配置の取組状況をお伺いいたします。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 令和7年度から計画最終の第3期となることから、昨年の5月と6月に、統廃合対象校の7校全てにおいて、保護者や地域の方などを対象に改めて説明会を開催し、望ましい学校規模の必要性のほか、児童数の推計や施設の老朽化の状況、通学支援の在り方などについて意見交換を行ったところです。その後、説明会での意見を踏まえ、各学校の状況に応じて、保護者に対しては、個人面談に加え、参加しやすいよう授業参観日に合わせた説明会も数度にわたって行ってまいりました。また、市民委員会や町内会などからも意見を伺い、

さらには、町内会未加入の方もいるため、未就学児童の保護者に対しては個別にアンケートを実施するなど、丁寧に取り組を進めているところでございます。

○たけいし委員 ただいま、全対象校で説明会を行い、個別にアンケートも実施し、丁寧に傾聴とありました。

私も、一昨年、嵐山中央会館で開かれた嵐山小中学校閉校に関する地域住民説明会に参加をさせていただきました。開催に先立って、本市の職員さんが嵐山地域のお宅の全戸をお手紙を持って丁寧に御説明に回ったとお聞きしました。嵐山地区全戸、これ、40戸近くありますが、足を使って一軒一軒訪問したとのことであります。これには頭が下がります。

また、地域住民説明会は、やはり、若干紛糾をしましたが、参加された方々それぞれから様々な御心配の御意見をいただきました。少々長時間になりましたが、同席した教育長さんも、学校教育部長さんも、そして職員の方々も、対応は極めて丁寧に真摯でありました。最後は、町内会長さんも含め、納得してくださったと思います。

さて、説明会等の場では、言葉にならないほどの切実な声、時には厳しい叱咤激励もあるでしょう。それら一つ一つの声に市はどう向き合ってきたのか、現場で交わされた賛成、反対を超えた市民の本音を包み隠さずお示してください。

説明会では、統廃合に対する反対や賛成の声、通学や学校がなくなることへの不安など、保護者や地域からどのような意見があったのでしょうか。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 説明会などでは、保護者から、少人数の学校は教員の目が届きやすい、大きな学校だと不安、地域住民からは、学校がなくなると地域に若い世代がいなくなるなど、統廃合に反対、慎重な意見がありました。一方で、児童数が少なくなると、集団生活の中でしか学べない協調性を育む機会を失うことにつながりかねない、クラス替えがないため、関係が濃密になり、トラブルがあった際、対処に苦慮しているなどの理由から、賛成の意見もありました。また、転校先が遠くなり、通学が心配といった意見もございました。

○たけいし委員 賛否両論の声があり、特に、地域の衰退や通学の不安が根強いと感じました。賛成派の方々の期待に応えつつ、反対派の方々の描く、地域の火が消えるという喪失感への心のケアが不足しているのか、やはり心配になりました。

多種多様な意見があったようですが、地域から寄せられた不安を放置したまま、計画だけを強引に進めることは許されません。大切なのは、統合後も子どもたちが笑顔で通い続けられるという安心感をどう形にしていくかです。

今後の覚悟を伺ってまいります。多種多様な意見があったようですが、今後は、保護者や地域の声を踏まえ、どのような取り組を進めていくのでしょうか。

○小松学校教育部教育政策課適正配置担当課長 児童、保護者の中には、人数が多い学校では子どもがなじめないのではないか、通学距離が長くなり、不安であると感じている方々がおられます。このため、統合先の学校に対して、転校時の配慮や交流学习を依頼するとともに、担当部局とも連携しながら通学時の安全確保対策を講じるなど、不安の解消に取り組んでまいります。

統廃合の推進に当たっては、労をいとわず、様々な方から意見を伺う機会を積極的に設け、児童や保護者、地域の方々が抱える不安に寄り添いながら丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

○たけいし委員 交流学习や安全対策で不安解消に努め、寄り添う姿勢は大いに共感するものであります。通学路の安全確保は、ハード、ソフトの両面で際限がないため、真の安心を継続的に担保できるよう取り組んでいくというような御答弁でありました。

学びの質を支えるのは、子どもたちが一日の大半を過ごす校舎という器であります。広大な面積を持つ本市において、老朽化が進む膨大な施設を維持していくことは、将来世代に過度な負担を回さないための喫緊の課題です。現在の真実をお伺いしてまいります。

ここまで、統廃合に当たっての教育委員会の考え方や取組経過を聞いてまいりましたが、本市は周辺の町村を合併してきた歴史的経緯から、行政区域が広大であり、学校数も多いです。老朽化している学校も多くなる中で、持続可能な学校環境の維持、整備の視点も必要と考えます。

小中学校の校舎の築年数や老朽化の状況はどのようになっているのでしょうか。

○板東学校教育部学校施設課長 本市の小学校については、その多くが昭和50年代から60年代にかけて建築されており、令和7年4月1日現在、建築後30年を超える学校が57校で約80%、建築後40年を超える学校が39校で約50%となっております。このため、複数の学校で屋根の塗装や外壁、建具等に劣化が生じている状況になっております。

○たけいし委員 校舎の8割が築30年を超え、老朽化が顕著とのことであります。適正配置による長寿命化は合理的ではありますが、改修待ちの学校で安全性が損なわれたり、学習環境が著しく低下したりしないか少し心配ではありますが、想像を絶する維持管理費、そして人手不足、これらを前にして理想だけでは語れない厳しい現実が横たわっています。市が直面している具体的な壁、そして、予算や工期の確保における苦悩について率直な認識をお伺いしたいと思います。

施設の老朽化対策を早急に講じるべき学校が集中しており、維持管理費の経費も相当必要と思いますが、どのような課題があるか、お伺いいたします。

○板東学校教育部学校施設課長 本市の学校施設では、老朽化に伴う建物の改修や設備の更新に加え、多くの施設で日常的に修繕が発生しており、73校の学校施設を抱える本市において、これらを短期間で解消することは非常に難しいという状況にあります。今後、改修事業を着実に実施するためには相当な費用と期間を要することから、多くの学校施設の維持管理に必要な予算の確保はもとより、学校を使用しながら改修を行うため、工期の確保や施工範囲が限定になる点や、人手不足による受注先の確保等についても課題であると認識しております。

○たけいし委員 予算確保や人手不足に、工期遅延が大きな課題であるとの御答弁でありました。限られた財源の中で優先順位が不透明になれば、現場の不満を招き、持続可能な維持管理が破綻するリスクをはらんでいるとも言えます。

さて、箱物もさることながら、教育の質を左右するのはもちろん人であります。すなわち、教職員の皆さんです。少人数ゆえに一人にのしかかる責任と業務が多過ぎて、それが子どもたちへの教育に影を落とすことがあってはなりません。現場の教職員配置のリアルを伺います。

児童数が少ないと細やかな指導が行いやすいという反面、教職員の人数も減り、教員の負担が増えるといった声もあります。統廃合対象としている5学級以下の過小規模校では、教職員の配置はどのようになっているのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長 教職員の配置については、いわゆる義務標準法に基づく教職員定数において、通常学級が5学級の小学校の場合、校長及び教員が7人と養護教諭、事務職員の合計9

人の配置となります。3学級で児童数が15人の場合は、校長及び教員が4人と養護教諭、事務職員の合計6人の配置となります。また、児童数が15人未満になると事務職員が、同じく、10人以下になりますと養護教諭が、さらに、全校で2学級以下になりますと教頭がそれぞれ配置されないなど、学級数や児童生徒数が減ることにより配置される教職員数も減ることとなります。

○たけいし委員 規模縮小に伴い、養護教諭や事務職員が不在となる配置基準の壁であります。教職員定数の削減は、現場の負担を直撃し、教育の質だけでなく、教員の心身の健康への影響が強く懸念されるものであります。専門以外の教科を教えざるを得ない状況や養護教諭が不在の不安、これらは、子どもたちの学びの権利に直結する深刻な問題であります。教職員の配置という側面から見た過小規模校が抱える教育現場のある種の限界について見解を求めます。

教職員の配置から見た過小規模校の課題についてお示しください。

○山下学校教育部教職員課長 児童生徒数や学級数が少なくなると、複式学級となったり教職員配置数が減少したりするだけではなく、養護教諭、事務職員が配置されなければ、庶務的な業務を含め、学校運営面での課題が生ずると考えております。特に、中学校においては、複式学級の場合、十分な教員が配置されないことから、専門外の教員が教科を担当するなど、教育効果への影響があるとも考えております。

○たけいし委員 複式学級や専門外教科の担当など、過小規模校の教育環境は限界に近くなっています。配置の不備が子どもたちの学力格差を招き、教育の機会均等が揺らぐ事態は避けなければなりません。ここは、ぜひ特段の御配慮を賜りたいと存じます。

さて、一律の規模確保だけが正解ではないはずです。本市が誇る豊かな自然を生かし、通学区域を越えて個性を伸ばす特認校は、旭川らしい教育の多様性を示す希望の光でもあります。これまでの歩みと現在の志願状況について、改めて伺います。

本市では、豊かな自然の中で豊かな心とたくましい体を育ててもらうため、通常の通学区域に関係なく就学できる特認校を指定していますが、特認校の設置経過と現在の児童数や学級数などの状況をお伺いいたします。

○江洲学校教育部学務課長 本市では、特認校として、神居町富沢にございます富沢小学校を昭和61年に、小中併置校では東旭川町東桜岡にございます旭川第5小学校、桜岡中学校を平成2年にそれぞれ指定しております。学級数と児童生徒数については、富沢小学校が3クラスで24人、うち校区外が22人、旭川第5小学校が特別支援学級1クラスを含む4クラスで12人、うち校区外が4人、桜岡中学校が3クラスで22人、うち校区外が16人となっております。

特認校への就学については、豊かな自然環境の中で心身ともにたくましい子どもを育てたいという保護者の希望がある場合、通学時間など一定の条件に基づき認めておりますが、各学校におきましては、それぞれ特色のある教育活動を展開しているところでございます。

○たけいし委員 豊かな自然を生かした特認校には、やはり根強いニーズがあります。しかしながら、少人数ゆえの人間関係の固定化や特定校への過度な依存が学校運営の硬直化を招かないか懸念されるというわけで、しかし、その特認校も、また時代の変化とともに制度の疲弊や新たなニーズとの乖離に直面しています。保護者の送迎負担や、40年という歳月がもたらした課題をどう整理し、次なるステップへ進むべきか、本市の受け止めに伺いたいと思います。

特認校の課題についてはどのように受け止めていますか。

○江洲学校教育部学務課長 課題についてでございますが、特認校については、登下校時の児童生徒の安全確保のため、保護者の送迎を原則としており、保護者の負担が生じていることや、通学範囲が広がることでの教員の負担もあるところでございます。また、近年は、小規模校であることを理由に就学を希望するケースも増えてきている状況にあります。

現在の特認校は、それぞれ設置後約40年が経過しており、この間、人口減少や少子化の進展、教育的ニーズの多様化など、社会や教育を取り巻く環境が大きく変化しており、こうしたことも踏まえながら、新たな学びの場の創出と併せて、今後の在り方や方向性を検討していく必要があると考えております。

○たけいし委員 設置から40年が経過し、送迎負担やニーズの変化が課題との御認識であります。

存置ありきの検討ではなく、多様化する教育機会に応える抜本的なリニューアルが遅れば、魅力低下は免れないかもしれません。適正配置、老朽化、教職員の負担、そして特認校、これら全ては、ばらばらの課題ではなく、旭川の未来をどう描くかという一つの物語であります。既存の枠組みを打ち破る挑戦が子どもたちの目を輝かせるための最適解となるよう本市の見解を伺います。

ここまで、適正配置計画の取組状況や課題、校舎の状況や教職員の配置、さらには特認校の状況もお伺いしてまいりましたが、計画は令和11年度までに終了します。児童生徒数の減少が進む中、どのように学びの場を確保していくお考えでしょうか。市長からも、学びの多様化学校やスーパースクールについては、統廃合対象校の施設を活用し、義務教育学校や特認校としての検討を進めるとの御答弁がありました。未来の子どもたちにとってどのような教育環境を残していくのか、見解を伺い、私の質疑を終わります。

○坂本学校教育部長 小中学校の適正配置計画についてのお尋ねであります。

委員から、冒頭に嵐山小中学校の話がありました。特に、嵐山小学校は、当時で125年を超える本当に歴史のある学校で、統廃合に係る取組の歴史も結構長期にわたっておりました。

質疑の中で、当時の学校教育部の統廃合に向けた嵐山小中学校に対する取組の話もありましたが、私の前任の部長、前任の担当課長からも聞いておりましたが、当時、40戸余りを超える嵐山地区の住民の皆様は文書を持って回ったというふうに聞いています。時期は12月中頃で、雪の降る頃だったと聞いています。結果は、途中で諸般の事情があって頓挫——個別訪問はしたんですが、そのとき、まさに、話を聞いたときに、取組自体が行き倒れになるんじゃないかというような感じもしましたが、年度が明けて、改めて、春先に、江丹別地区の住民も交えて、先ほど委員から話がありました全体の説明会を最終というような形で開催しました。会場には、地区の住民はそんなに多くないんですが、椅子も机も足りなくなるぐらいの人が来ました。時間もかなりかかりました。我々も丁寧に説明し、参加された方々も、本当に忌憚のない、日頃から思っている、思ってきた意見をどんどん出されました。最終的には、その年度をもって嵐山小中学校を閉校するという結論をいただきました。

私自身、その閉校の手続の最後にしか携わっていないんですけれども、当時思ったのは、やっぱり、行政も、市民も、地域の住民も、こういった取組のときには、本当に真摯な気持ちで、胸襟を開いて意見を交わし合う機会が本当に必要だと私はそのとき感じて、今も覚えております。

それで、人口減少が、これから、旭川市だけではなく、どこの自治体にも進んでまいります。旭

川市だけではなく、全国のまちが全て持続可能なまちづくりを進めていかなければと、そういった課題に直面していると思います。

小中学校についても、社会経済状況の変化を踏まえて、将来の義務教育のあるべき姿をしっかりと見据えて、必要な環境整備を進めていく必要があると思っています。特に、学びの保障へのニーズに対しては、これまでの枠組みに捉われず、国の制度を積極的に活用し、先導的に取り組む必要もあると考えています。その上で、学びの多様化学校やスーパースクール、特認校の在り方、さらには施設の長寿命化も含めて、既存施設の活用も念頭に置きながら、総合的に検討を重ね、多様な学びの場の確保に努めてまいりたいと考えています。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時03分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○品田委員 すみません、私も、また前半と同じく、ちょっと準備が悪くて、皆さんに御迷惑をおかけしたことを最初におわびしておきます。

そして、立て板に水のようなたけいしさんの後、ちょっと詰まりながら質疑をさせていただきますが、今日は何の日という、最初の、皆さん、おっしゃっていましたが、今日は、何か、春の睡眠の日等もあるんだそうです。ゆっくり、皆さん、寝ていただいても、理事者の皆さん以外は寝ていただいても結構ですし、あと、点字ブロックの日というのもあって、私、それを見たときに、この庁舎の玄関のところの駐車場につながるところに、一部、点字ブロックの上に人工芝のような滑り止めが置いてあるんですね。ずっと気になっていたんです。滑り止めはとてもいいんですけども、何ていうかな、点字を必要とされる方たちにとってどうなのかなと。そのことを、足を乗せてみたら、靴の底から何となく凸凹が分かるので、大丈夫なのかなと思いながら、そのうち確認しようと思っていて、そのままにしていたことを改めて思い出し、今度確認してみたい、今日のうちに確認してみたいなと思いました。

ちょっと前置きはこれぐらいにして、すみません、後半は、子育て支援部に2項目、いじめ防止対策推進部に1項目、あと、学校教育部に2項目の全部で5項目っていうのかな、について質疑していきたいと思います。

最初に、ひとり親の支援事業ということで、子育て支援部にお願いいたします。

まず、私、先週の日曜日ですか、この前の日曜日ですね、困窮世帯支援などを取り組むママコンシェルジュウエンズデーさんという、本当に、もうひたむきに活動をされている方の活動報告を聞く機会があったんです。そこで、本当に、何ていうのかな、非常に逼迫した生活を送っていらっしゃる方が全国に本当にたくさんいるんだなということで、支援が必要な方が多いということを改めて感じたところです。

ママコンシェルジュウエンズデーさんの、昨年、4月や5月とか、10月、11月とか、時々利用者アンケートを実施していらっしゃるんですけども、その利用者アンケート、支援を利用している方の、例えば、4月、5月は、117名中、支援を利用する理由を尋ねたら、経済的に困窮中

が99名、経済不安が71名、生活、逼迫しているが49名、病気、通院中が49名、食材を買えないが39名、支払いができない、苦しいなどが続いておりました。昨年、10月、11月は、支援が必要な理由というのをアンケートを取っております。貯金がない、持病がある、子育てが大変、食材を買えない、支払いが滞っているなど、本当に、推測するに非常に逼迫しているなというふうに思う事項ばかりにたくさん数字が並んでおりました。

支援利用者は、必ずしもひとり親ばかりではないんですけれども、対象者はひとり親と離婚検討の方が結構多かったんです。それで、旭川市の今現在把握しているひとり親とか困窮世帯のほうは生活保護課などが把握しているとは思うんですけれど、特にひとり親の支援について取組などを検証したいと思いました。

まず最初の質問ですが、ひとり親家庭相談について、どの事業費で実施して、どのような予算になっているのか、伺いたいと思います。

○田上子育て支援部子育て助成課長 ひとり親家庭相談につきましては、3款2項1目のひとり親家庭等自立支援費で実施しており、母子・父子自立支援員2名、社会福祉士1名の3名体制での実施を予定しており、その人件費といたしまして1千81万4千円を計上しております。

○品田委員 相談事業は、支援員や社会福祉士の3名体制で実施しており、1千81万4千円の予算だということです。

それでは、過去5年間の相談実績をお示してください。

○田上子育て支援部子育て助成課長 過去5年間の相談件数といたしましては、令和2年度1千609件、令和3年度1千511件、令和4年度1千302件、令和5年度1千163件、令和6年度1千244件を窓口や電話により受け付けております。

○品田委員 令和5年度までは減少してきていた相談件数が令和6年度から増えています。

相談内容はどのようなものが多いのでしょうか。

○田上子育て支援部子育て助成課長 主な相談内容といたしまして、離婚を考えている方からの離婚後の支援などについて、就職や転職に伴う資格取得のための資金援助について、子どもの就学や進学に関する支援について、病気、就労等による日常生活の支援について、あと、児童手当や児童扶養手当などの手続についてなどとなっております。

○品田委員 こちらの、何ていうんですか、やっぱり追い詰められているような相談内容がうかがえます。

それらの相談からどのような支援につなげているのか、教えてください。

○田上子育て支援部子育て助成課長 この時期に多い相談が、子どもの就学、進学に係る費用の御相談です。そのような相談があれば、母子福祉資金等貸付金や、日本学生支援機構の給付型や貸与型の奨学金について紹介し、もう少し早い時期であれば育英事業の給付型奨学金も併せて紹介するなどの対応を行っております。また、就職や転職に伴う資格取得の相談の場合は、自立支援給付金などの支給につながるよう制度の説明や手続を紹介しており、就職を目指されている方につきましては、母子家庭等就業・自立支援センターにおいてプログラムを作成し、就職に向けた支援を行っております。就労している方などで日常の家事や子どもの預かりなどの相談につきましては、ヘルパーを派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業への登録、利用などをお勧めしているところであります。

○品田委員 いろいろな支援に取り組まれていることが分かりました。

ママコンシェルジュウェンズデーさんの活動報告などから、離婚前から別居し、離婚前提の方への適切な支援がないという課題が出されておりました。こうした方への支援ではどのようなものがあるか、教えてください。

○田上子育て支援部子育て助成課長 離婚前提の方への支援ではありますが、ひとり親家庭相談におきましても離婚前の方、離婚を考えている方からの相談を受け付けており、また、母子家庭等自立支援センターでも同様に相談を受け付けるとともに、離婚前の方を対象とした養育費などのセミナーや弁護士による相談会を開催しております。また、就職を希望される方に対しましては自立支援プログラムの策定も実施しております。あと、児童手当につきましても、離婚を前提として配偶者と別居し、子どもと同居し、その監護をしているなどの要件に合致している場合は支給対象となっております。そのほか、配偶者と別居しているなどの条件はありますが、日常生活支援事業の対象としており、食事の準備や掃除などの家事や子どもの預かりなどの支援を行っております。

本市といたしましては、安心して生活できるよう支援を行っているところであります。

○品田委員 離婚前や離婚を考えている方も対象とした相談のほかにも、セミナーや弁護士による相談会や、就職希望者へは自立支援プログラム策定や、あと、別居が条件ということではございましたが、日常生活支援事業も対象ということであり、これらのことがあまり知られていなかったということで、今後、こういう情報をぜひ広めていきたいと思っております。

これらの支援は国の助成制度を利用していると聞かせていただきましたけれども、今後、必要と思われる支援、市独自の取組についてどう考えているか、伺いたいと思います。

○田上子育て支援部子育て助成課長 令和8年4月1日から民法等の一部を改正する法律が施行され、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールが見直されます。子どもの利益を確保するための改正でありますことから、今後も、相談業務や関係機関との連携の中で広く周知するとともに、本改正による新たなニーズや取組の必要性などにも注視しながら、日頃から業務を進め、必要に応じた事業の構築などの検討も行っております。

また、令和8年度には、全国ひとり親世帯等調査が国において実施される予定となっております。本調査は、おおむね5年ごとに実施されており、ひとり親家庭等の状況を把握する上で有用性の高いものでありますことから、その調査結果を踏まえ、効果的な支援の在り方などについて検討を行っております。

○品田委員 共同親権は、DV被害者にとって非常に問題があると考えています。事例によっては、子どもの利益を阻害することになりかねないと思っております。養育費の支払いということが結構問題になるんですが、養育費の支払いをしなかったり滞る親に代わって、市、自治体が立て替えて徴収する制度に取り組んでいる自治体が既にあります。本市も導入を検討していただきたいなと思っております。

令和8年度は調査が実施される予定とのことです。民間支援団体との意見交換の実施に取り組んで、アンケートばかりでなく実態把握に努めるとともに、具体的施策につなげるよう改めてお願いして、この項目は終えたいと思います。

続きまして、放課後児童クラブ運営費について伺います。

まず、事業の目的と概要及び令和8年度予算について伺いたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 放課後児童クラブにつきましては、保護者が、就労等により、昼間、家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者が安心して働ける環境を整え、子育てと仕事の両立を支援することを目的としております。

本市が設置する放課後児童クラブにつきましては、全て民間事業者に運営を委託しており、令和8年度予算額は8億2千298万7千円で、このうち運営委託料として7億7千499万6千円を計上しております。財源といたしましては、利用者からの負担金が1億1千288万7千円、国と北海道の支出金がそれぞれ2億4千43万5千円、一般財源が2億2千923万円となっております。

○品田委員 利用者からの負担金が1億1千288万7千円とのことですが、利用者負担金の金額はお幾らでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 放課後児童クラブの負担金の金額は、月額が4千円でございますが、申請により生活保護を受給する世帯は無料、就学援助基準の準要保護世帯や2人以上が同時に入会する場合には月額1千500円へ減免となります。そのほか、おやつ代として、現在は毎月1千800円、保険料として年800円を負担いただいております。

○品田委員 月額4千円、そして、第2人以上が同時に入会する場合は月額は1千500円とのことです。そのほか、おやつ代の毎月1千800円や保険料がかかるということです。

放課後児童クラブの過去5年の設置数と未設置数、それから、利用人数の推移について教えてください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 放課後児童クラブの施設数は、委託業務を開始した当初の令和2年5月時点で80か所で、各年度によって増減はありましたが、令和8年1月時点で84か所で4か所の増となっており、現在、市内小学校50校のうち42校に放課後児童クラブを開設しており、未設置校数は8校となっております。

過去5年間の利用実績につきましては、各年5月時点の数字ですが、令和3年が2千632名、令和4年2千730名、令和5年2千863名、令和6年2千957名、令和7年3千27名となっており、年々増加傾向にあります。

○品田委員 市内小学校50校のうち42校に開設し、未設置校は8校とのこと。永山南小学校は、放課後児童クラブが第4までありました。第3まである小学校は10校にも上りました。先ほど少人数の学校のことも出ておりましたが、結構な数のクラブが設置されているということです。

そして、令和7年度は利用人数が3千人を上回るなど、年々、子どもが減っている中で増加傾向にあるということです。少子化で子どもの数が減っている中で増えているということは、逆に言えば、地域に子どもがいない状態ということになっているんじゃないでしょうか。地域のつながりが薄れた今、安心、安全な居場所としてこの放課後児童クラブが利用されているということだと思います。

それでは、子どもたちが快適に過ごすことができる環境になっているのか、検証していきたいと思います。

まず、児童1人当たりの面積基準が満たされているのか、伺いたいと思います。

また、エアコンは完備されたと聞いたように思うんですけども、新設されたところも含めて、設置状況はどうか、伺います。

さらに、学校近くのマンションの一室を利用する場合などでは運動できる環境はあるのか、伺いたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 1人当たりの面積基準につきましては、厚生労働省の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第9条第2項において、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とすると規定されており、この基準を1年間の平均で満たすようにしてございます。

また、エアコンは令和6年度に全てのクラブに設置を完了しており、これ以降に開設したクラブについてもエアコンを設置してございます。

また、学校の敷地外に設置したクラブにつきましては、クラブごとに環境は異なりますが、基本的には学校に近い場所に設置しておりますので、学校の体育館やグラウンド、あるいは近隣の公園等を活用して外遊びを行うことができる環境であると認識してございます。

○品田委員 面積基準を1年間の平均で満たすようにするとは、ちょっと微妙な言い回しだなと思ったんですが、休む子などもいて基準が満たされているのだとしたら、全員そろうとかなり狭いということでしょうか。雨の日などはストレスがたまりそうですし、また、学校と国道を挟んで開設されている場所もありました。交通事故等が起きないように、できるだけ個別の環境改善に取り組むべきと指摘させていただきます。

エアコンは全部に設置されているということではよかったですが、人数の多いところは、暑い日ほど室内にいますので、体育館等のエアコン設置も、放課後児童クラブの子たちのためにも急がなければならないと考えます。

さて、放課後児童クラブ運営費が令和7年度から減額となっています。設置数が増えているのに減額された要因について伺います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 運営費が減額となりました要因につきましては、児童の少ないクラブで活動を合同で行うなどにより、実質的にクラブ数が減少したため、運営に係る委託料が減少したことによるものでございます。

○品田委員 実質的にクラブ数が減少したためとのことですが、確かに支援員の数が減るなど減額要因はありますが、利用人数が増えているのにと違和感を感じております。

では、児童の育成支援や提供するプログラムの企画等、事業内容について教えてください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 クラブにおけるプログラム内容につきましては、委託事業者と月に一度の定例会議を行い、運営に関する協議を行っていますが、事業者本部が提供する季節イベント向けツールやオンラインを活用したプログラムを取り入れるなど、内容の充実とクラブ間の取組の均質化を進めてございます。

○品田委員 ただ放置しているだけのところもあるという情報も聞きましたが、実態は把握しているのでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 基本的に、どのクラブにおきましても活動の時間割がありまして、これに基づいて自由遊びや読書や読み聞かせ、宿題等の時間を設けております。

市担当職員が現地訪問を行う際は、人員配置や安全確保の状況等の確認を行うこととしており、例えば、自由遊びの時間に訪問した際は、支援員の周りを児童が複数名で囲んで遊んでいるケースもありました。また、外遊び時においては、支援員が児童と一緒に遊ぶ場合もあれば、遊びには参加せず、見守りのみを行うケースもございます。全ての児童に対し、同様に接することは困難ではありますが、活動において少なくとも利用者が放置されていると感じることがないように工夫して取り組んでまいります。

○品田委員 市の担当職員が現地訪問を行うのは定期的なんでしょうかね。また、訪問は事前に知らせていくのでしょうか、それとも不定期の訪問なんでしょうか。

ちょっと、これ、すみません、追加でお願いします。

障害を持っている子がいる場合、支援員がかかり切りとなる例があるとも聞いておりますが、そうした実態はあるのでしょうか。障害を持つ子の利用が増えているとも聞いております。対策が必要と思いますが、どのようにしているのか、伺います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 訪問につきましては、定期的な実施をしてございまして、時と状況に応じまして、事前に伝える、伝えない、その時々状況に応じた中でやらせていただいております。

また、発達に障害のある子どもなど特別な支援を要する児童につきましては、支援員も相応の注意を払って対応する必要があります。支援員がそうした児童にかかり切りになることを避けるため、委託事業者との間では、特別な支援を要する児童3人に対して1人の支援員を加配することを原則としてございます。

○品田委員 加配を原則とのことですが、利用者の状況把握とともに、支援員の配置についてももしっかり実態把握をして対応、確認をしてほしいと思います。

長期休業中に、弁当の持参ができない児童への対応についてはどのようなになっているかを伺います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 市内81か所のクラブを運営しているシダックス及び西神楽放課後児童クラブを運営する松の木会においては、夏休み、冬休みの長期休業期間に保護者の負担軽減を目的としたお弁当提供サービスを実施しております。例えば、シダックスが行う弁当提供サービスは、直近の冬休みにおいては、1食当たり税込み580円であっせんし、199名の利用があり、延べ531食を提供いたしました。

○品田委員 お弁当提供サービスは本当に喜ばしい取組だと思っています。うれしい取組です。

昔、私が、まだ学童保育と言われていた頃、勤め続けなきゃいけないと思ったときには、学童保育があるかどうか、妊娠したときからまず調査をして、あるところを選んで、その地域に引っ越しました。そして、子どもたちが学齢期に入って、その当時は3年生までしか利用ができなかったんです。利用者が多いので、1年生とか低学年の子を優先で、うちは年子だったので、上の子が3年になったとき、もう利用できないとなったので、2年生の2人で留守番をさせました。鍵っ子です。首からかけて見えないようにしてってということで、服の中に入れて、時々、それを忘れて、玄関先で困っていると、御近所の方が声をかけてくれて、お母さんたちが帰ってくるまで家で待っていなさいっていう、昔は、本当、そういう地域的なつながりがあって大分助けられましたが、そのときに、学童保育所で、実は、夏休みなど長期のときにお弁当を持ってこない子がやっぱりいたそ

うです。そのときに、支援員の人が、最初、立て替えたそうなんですけど、お金を返してもらえないということもあったりしたようで、よくよく調べたらですけどね、もう放置される状況があったそうです。だから、お弁当を食べないで夕方まで子どもがいるようなこともあったようです。だから、もう本当、支援員の人が立て替えることは簡単なんですけど、逆にそれをまた回収するのも大変ということでは、支援員の人も責められないなと思ったんですけども、こういうふうにお弁当を作れなかったり、朝早くからもう出かけなければいけない親も今はいますので、そのときには、やっぱり、こういうお弁当の提供サービスをぜひ続けていただきたいなというふうに思っております。

あと、おやつのことについて伺います。

おやつの1回当たりの予算と、どのようなおやつで、摂取時間等についてはどのようにしているか、伺います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 放課後児童クラブで提供するおやつにつきましては、アレルギーや食中毒など安全性に十分配慮した中で、アンケートの結果も踏まえながら、できるだけ子どもたちの好みに応じたものを選んでいきます。誕生会やクリスマスなどの行事のときには各クラブにおいて特別なおやつを用意していますが、通常では1回当たり60円程度の予算で、スナック菓子や煎餅、ラムネ等を、量やバランスを考えて、複数個、組み合わせて提供しており、おやつを取る時間はおおむね15時から16時までとなっております。

○品田委員 おやつ代1千800円徴収しているということで、購入に充てるための車とかガソリン代とかかかったりするものもあるのかもしれませんが、土日、祝日は休みのはずなのに、60円は安過ぎるのではないかなというふうにちょっと疑問を持ちました。また、以前、米菓子だけの1個と聞いたことがあったんですけども、今は複数個を組み合わせているというのはとてもよいと思います。

ですが、おやつって、補食の意味もあります。食を補う、成長期の子どもにとっては必要な食材、今、私は、おやつを食べたらしっかり身についてしまいますけれども、成長期の子どもたちは本当に必要なものです。だから、食品添加物への配慮とか栄養面も考えて、お菓子ばかりでなく、果物の提供とか、工夫を求めていくこともお願いしたいなというふうに思います。

支援員の確保と処遇改善、研修機会の確保や内容等の課題に対する取組は改善されてきたのか、伺いたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 支援員の処遇につきましては、令和6年度までは常勤支援員の月額2千円の賃金改善や役職手当の付与を継続しながら、令和7年度からは、代替支援員や補助員を含め、勤務時間に応じて最大で月額1万2千円の賃金改善を実施したところでございます。こうした待遇改善を図りながら、求人情報サイトへの掲載ですとか紹介制度を導入する試みを行うなど、新規支援員の確保に努めています。

また、支援員の研修につきましては、令和7年度は計10回実施し、発達障害や食物アレルギーへの理解、個人情報の取扱い等をテーマに、より実践的な研修となるようグループワークを取り入れるなどしており、さらに、このうち3回の研修については、リモートにより全ての代替支援員や補助員が任意のタイミングで受講できるような形式を採用しております。

このように、クラブの運営内容や支援員の待遇、研修について、事業者と協議を重ねながら改善

を図っているところですが、今後も、子どもたちにとってクラブが楽しく居心地のよい場所となるよう努めてまいります。

○品田委員 本当に、処遇改善、常勤支援員の月額2千円の賃金改善や役職手当の付与、あと、令和7年度からは、代替支援員や補助員も含め、最大で月額1万2千円の賃金改善を実施したと、研修もいろいろ工夫されて取り組んでいるということがよく分かりました。

ただ、処遇の面では、最大月額1万2千円ということでは、手当がないということもあり、当時、会計年度任用職員と同じような処遇で働いていらっしゃった支援員の方々にとっては、大分、今の会計年度任用職員との差が開いてきていると思います。支援員の処遇改善は、子どもたちにも大きく影響する問題なので、事業者との協議を丁寧に重ねていただきたいと思います。

また、放課後児童クラブは、ただ預かって安全を守るだけではなく、子どもたちの居場所であり、心身の成長を育む場所でもあります。長時間、学校に行って、その後、ずっと夕方まで、それから、休みの日は朝から夕方までずっといるところですので、本当に子どもたちがたくさん笑顔で過ごせる場所となるよう、より一層努めていただくことをお願いし、この質問を終えたいと思います。

続きまして、不登校児童生徒支援事業について伺います。

時間を見て、途中でやめるかもしれません。休憩に入るかもしれません。

それでは、不登校児童生徒支援事業の目的と概要と予算をお示してください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 不登校児童生徒支援費につきましては、不登校児童生徒の心身の回復や社会的自立を地域全体で支えるため、子どもの健全育成の観点から、地域における不登校児童生徒の学習支援や体験活動等の必要な支援を実施するものでございます。

事業の概要といたしましては、不登校の相談対応及び支援体制の構築、不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験活動や学習支援、また、不登校児童生徒とその保護者に向けての支援の情報提供などを行うものでございまして、令和8年度予算におけます事業費は合計で2千179万6千円となっております。

○品田委員 不登校児童は増えているのでしょうか。

この近年の不登校児童生徒の人数の推移をお示してください。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 本市における不登校児童生徒の人数の推移について、直近、令和3年度の人数で申し上げますと、小中学生を合わせた数字になりますが、令和4年度は732人、令和5年度は585人、令和6年度は530人となっております。

○品田委員 微減とはなっているんですけども、結構多いですね。

学校教育部では、不登校への対応を、スクールライフサポーター増や校内教育支援センター拡充とか、不登校特例校の学びの多様化学校の設置に向けて準備を進めるなど、学校に来ることに重点を置いているように見えて、疑問を感じておりました。しかし、いじめ防止対策推進部で地域のフリースクール等と連携した取組をしていると聞きました。フリースクールの課題など、この間、関わることで、課題と認識していたことなどが改善されているのかなどを伺いたくて質問します。

まず、なぜいじめ防止対策推進部が不登校支援の取組を行っているのか、お答えください。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 いじめ防止対策推進課の相談窓口におきましては、いじめの相談に加えまして不登校の相談をお受けしているところでございますけれども、

不登校相談に関しましては、学校あるいは教育委員会と連携いたしまして、別室登校でございますとか、あるいは、ゆっくりすなどの支援につなげているといった状況でございます。そうした中で、子どもの登校不安あるいは対人不安、あるいはまた家庭環境など、様々な事情によりましてこのような既存の支援につなげることが難しい子どもたちも一定数いるというようなことがございまして、そういったところが課題というところでございます。

このため、こうした子どもたちに対しまして、子どもの心身の状況でございますとか保護者の意向を踏まえまして、必要に応じて学校外の居場所等の情報提供を図り、また支援につなげていくというようなことが必要とところでございまして、学校、教育委員会の支援に加えまして、不登校の子どもたちを地域全体で支えるといったことで、この不登校の取組をいじめ防止対策推進課で行うというようなことでございます。

○品田委員 いじめ防止対策推進課の相談窓口に寄せられる相談から、必要と考えて取組を行っているということですね。

いや、私、最初は、昨日も横山委員の質問で、いじめから不登校になる例は1.5%とか1.8%とか、何か、旭川市的には1.1%と0.5%などと言っていたので、いじめ防止対策推進部がこのことに取り組むのは、そこから最初は来ているのかなと思っていたんだけど、でも、1%ちょっとだよなと思っていたんですけれども、でも、やはり、いじめ防止対策推進課の相談窓口に寄せられる相談が、結構、不登校に関することが多いということで、必要と考えて取組を行ったということが分かりました。

では、どのような取組を行っているのか、不登校支援の取組状況について伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 不登校支援につきましては、児童生徒の特性や家庭環境等の様々な事情により、登校あるいは教育支援センターゆっくりすへの通所等の既存の支援につなげることが難しい児童生徒と保護者への支援の充実を図るために、令和7年度、こども家庭庁の地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業を活用いたしまして、学校、教育委員会との連携に加えまして、地域のフリースクールや大学生のボランティア等、多様な担い手と連携を図りながら、不登校児童生徒とその保護者への支援を実施してきてところでございます。

その内容といたしましては、児童生徒の心身状況あるいは保護者の意向などを踏まえながら、個々の児童生徒に応じた支援の調整を行う不登校支援コーディネーターの配置や不登校支援サポーターによる学習等の支援など、個々の児童生徒に応じた学校外の支援、さらには、児童生徒と保護者への不登校支援に関わる情報提供でございますとか、不登校の理解促進のための講演会等の開催を行ってきているところでございます。

○品田委員 こども家庭庁の地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業を活用して、地域のフリースクールや大学生ボランティア等と連携しながら、不登校児童生徒と保護者への支援を実施したとのことでございます。

不登校支援コーディネーターの配置や不登校支援サポーターによる支援を実施したとのことですが、この方たちはどこに配置されて、どんな役割を担っているのか、また、資格や処遇等についてもお示しください。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 不登校支援コーディネーターにつきましては、令和7年度から、いじめ防止対策推進課に、教員免許など教育や児童福祉の専門資格や実務

経験を有する方を会計年度任用職員として2名配置しているところです。令和8年度においても、機構改革後のこども・女性・若者未来部のこども安心課において引き続き任用する予定としております。

また、不登校支援サポーターにつきましては、市内のフリースクール等の施設において学習等の支援を行っている方、教員免許を持ち、児童生徒への指導や相談の経験を有する方、子どもや家庭に関する相談支援の知識及び経験を有する方や、教員を目指している大学生などで児童生徒への理解や支援に関して熱意を持っている方などを市でサポーターとして登録しております。サポーターには、市有施設やフリースクールの施設において、市に相談のあった不登校児童生徒への支援活動をしていただいております、その活動に対しては、令和7年度は1回当たりについて2千500円の謝礼を支払っているところです。

○品田委員 不登校支援コーディネーターは、専門資格や実務経験のある会計年度任用職員で、個々の児童生徒の支援の調整を行う人ですね。不登校支援サポーターは、フリースクールや大学生ボランティアなど、不登校児童生徒と保護者に対し、学習支援や交流体験活動等の支援を行う有償ボランティアとのことですね。

では、不登校支援サポーター、フリースクールや大学生ボランティア等と連携した具体的な取組をお示してください。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 フリースクールや大学生のボランティアにおける不登校支援サポーターとしての具体的な支援内容としては、個々の児童生徒の習熟度に合わせた教材や、本人が持参したドリルや学校のプリントを使用する学習支援に加えて、地図を使ってクイズ形式で国の名前を覚えるようなゲームを一緒にしたりですとか、フリースクールに通っている子どもたちが協力して、お昼御飯だったりお菓子作りをした後にみんなで食べるといった食育活動や、夏であればプールに行き水泳をしたり、冬には歩くスキーの体験をするといった体を動かす活動など、子どもたちの心身の状況に合わせて様々な活動をしているところです。

○品田委員 これまでも、フリースクールの関係者から相談を受けてきました。本当に様々な楽しそうな取組をされているんですけども、特に、フリースクールの関係者から相談を受けてきた内容は、フリースクールで学んでいる子どもを学校の出席扱いにするためには校長先生の判断が必要であったんですが、そのための手続や報告等が非常に煩雑で大変だと聞かされてきたんです。その辺は、楽しそうな、こうやって活動をされているんですけども、改善されたのでしょうか。不登校支援サポーターと学校との連携や、そして、出席扱いとなるのかどうかなどを伺いたいと思います。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 不登校支援サポーターが児童生徒に対して体験活動や学習等の支援を実施した際につきましては、その支援の実施内容でございますとか児童生徒の状況につきまして、毎月、市に報告することになっております。また、こうした実績につきましては、市を経由して当該児童生徒の在籍校と情報共有するなど、学校との連携を図っているところでございます。

こうした学校外の支援につきましては、市教育委員会の不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係るガイドラインにおきまして、保護者と学校との間に十分な連携協力関係が保たれた中で行われ、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長が出席扱いとすることができ

るということとされておりまして、今年度、不登校支援サポーターの支援を受けた児童生徒につきましては、校長の判断により出席扱いにされているというふうに聞いているところでございます。

○品田委員 市を経由するということで、つまり、いじめ防止対策推進課が仲介した取組ということであって、ガイドラインの要件を満たしていると評価ができ、出席扱いされたということですよね。負担軽減が図られているようで、良かったです。

フリースクール等事業者への支援とフリースクール利用生徒の保護者への支援は取り組まれているでしょうか。

○鎌田いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課長 フリースクール等の事業者への支援、また、フリースクール利用児童生徒の保護者への支援についてでございます。

令和7年度から、市が不登校支援サポーターとして認定した地域のフリースクールの運営団体、あるいは、大学生のボランティアが行う学習支援等の活動に対しまして、先ほども答弁いたしましたとおり、1回当たり定額の謝礼を支払うといったことを実施しているところでございます。これによりまして、既存の支援を利用することが難しい不登校の児童生徒が学校外の支援を無償で受けられるといった環境を整えるとともに、地域のフリースクール等の活動を間接的に支援しているところでございます。

○品田委員 不登校児童生徒が学校外の支援を無償で受けられる環境を整えるということで、ほかに地域のフリースクール等の活動支援にもつながっているということで、とてもよい取組だなと思います。

令和7年度の不登校支援の取組状況を見させていただきましたが、個々の児童生徒に応じた学校外での支援では、不登校支援サポーターによる学習等支援で、昨年12月末現在ですが、支援児童27人、支援回数598回とも書かれていました。複数人数ですので、学習支援や体験支援も1回とカウントされるのでしょうか、それとも支援した人数でカウントされるのか——これ、頼んでなかった。カウントの仕方って、ちょっと後で教えてください。これ、ちゃんと聞いていなかったですね。

それで、すみません、昨年7月から、毎月1回、不登校のお子さんを持つ親の交流会を実施しているとも書かれていました。参加人数は決して多くはないんですけども、不安に思ったり悩んでいらっしゃる方もいると思うので、必要な、よい取組であると思います。

不登校に関わる情報提供はどのように行っているのか、教えてください。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 不登校支援に係る情報提供につきましては、市内でフリースクール等を運営している団体ごとに活動内容等の情報を市のホームページに掲載したほか、10月には、旭川市立の小中学校の全児童生徒に対して、不登校に係る相談先や学校内外における支援先についての情報を記載したリーフレットを作成、配付し、不登校に悩んでいる児童生徒やその保護者に向けて必要とする情報を発信してきたところです。

○品田委員 では、不登校に関わる理解促進の取組についても伺いたいと思います。

○高嶋いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課主幹 不登校への理解促進への取組として、今年度は、フリースクールなどが集まり、活動している不登校支援団体との共催により、6月には、児童精神科医を講師に招いて医学的見地からアプローチを行って不登校への理解を深める講演会を開催いたしました。また、12月には、フリースクールの運営者による講演、不登校を経験した子

どもたちによるパネルディスカッション、そのほか、子どもの不登校に悩む保護者向けの相談交流会を実施したイベントを開催し、市民に対する不登校への理解を進めてきたところです。

○品田委員 様々な、そしていろいろな角度からの取組をされていて、とてもいいと思います。評価したいと思います。

では、令和8年度の取組についてお示してください。

○石原いじめ防止対策推進部長 不登校については、近年、全国的に過去最多を記録している、そういった状況にありまして、本市においても高止まりの傾向が見られるところでございます。

不登校の主な要因としましては、文部科学省の調査によれば無気力、不安が最も多く挙げられておりますけれども、単一の原因だけでなく、子どもを取り巻く環境、心理、特性などが複雑に絡み合った複合的な要因が存在する、そのようにされておきまして、日頃の本市における相談対応におきましても、学校生活に対する不安だけではなくて、本人の発達の特性や生活習慣、あるいは保護者の経済状況、情緒不安など様々な要因が影響している、そのように感じ取れるところであります。

このような状況において、教育委員会においては、ゆっくらすにおける支援、また校内教育支援センターの設置拡大などの取組が進められておりますけれども、学校、教育委員会だけでなく、医療、福祉などの関係機関とも連携し、地域全体で不登校の子どもと家庭の支援を行うことが必要であり、あわせて、不登校児童生徒の保護者の負担感を軽減する、そういったことも重要であると考えてございます。このようなことから、これまで答弁させていただきましたように、専門の支援員を配置しながら、フリースクールなどと連携し、学習支援や体験活動の実施や保護者への情報提供の取組などを進めてきたところでございます。

令和8年度におきましても、こども家庭庁の地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業を活用しまして、今年度実施いたしました不登校支援サポーターの事業をはじめとした不登校児童生徒や保護者への支援、また情報提供を継続する予定でありまして、不登校支援に係る地域の関係機関や団体とも連携しながら、不登校児童生徒やその保護者が社会的に孤立することのないよう支援の充実を図ってまいります。

○品田委員 市内には、いろいろな体験や学習支援に取り組んでいるフリースクール等がありますが、ホームページに記載された不登校児童生徒の支援団体一覧を見ると、登録されていないところも多いように思いました。

この間、道新に載って、自分は不登校だったけれども、復帰したというか、学校に通えるようになったという、あれは寺子屋塾さんのあれですけど、登録されていないと聞いて、正直言って、驚きました。でも、多様な取組を行っているところがあるので、不登校児童生徒の選択肢を増やせることや、親の金銭的な負担軽減もこちらの取組でできるということも含めて、不登校支援サポーターを増やしていただきたいと思います。

支援団体情報を把握し、働きかけを強めていただくことをお願いし、この質問を終えます。

委員長、ここで、一旦……。

○塩尻委員長 それでは、ここで、切りのいいところということですので、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時57分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○品田委員 では、給食費の無償化について質問していきたいと思います。

まず、事業の目的と概要についてお示ください。

○池田学校教育部学校保健課長 小学校の給食費について、国では、保護者負担の軽減を通じた子育て支援のため、令和8年4月から全国一律の基準額による支援を決定したところでございます。

これを受け、本市では、子育て世帯の負担軽減をより充実するため、国の基準額を超える分を支援し、保護者負担を無償とするものでございます。

○品田委員 では、令和8年度の小学校1人当たりの給食費額と、国、市、それぞれの支援額及び事業費の総額をお示ください。

○池田学校教育部学校保健課長 令和8年度の小学校1人当たりの給食費額については、年額7万3千200円で、国による支援額が5万7千200円、市の支援額が1万6千円となります。事業費の総額については、小学校分の学校給食費支援費において、国の支援額相当分として7億1千254万円、市の支援額分として1億9千931万3千円、合計9億1千185万3千円を計上しております。

○品田委員 合計9億1千185万3千円、市も約2億円近くを持ち出しているということになるんですね。結構な金額の負担があるということが分かりました。

そもそも、無償化とうたって国から来る基準額が、旭川より900円も少ないんですね。旭川市が月額6千100円、それで国のほうは5千200円という金額でしたので。しかも11か月分しか支給されないということが大きいですね。市の給食費は、11か月の計算にすると、6千100円じゃなくて、年額を11か月で計算をすると6千655円になるんですね、国と同じような基準で考えると。そうすると、1千455円も少ない計算ということになります。

支援額は毎年見直されると言いますが、何を基準に算出したのか、ちょっと、こちらも、きちんと、指摘を、国会議員の方にしてほしいなと思います。それとも、旭川市の給食費がもともと高過ぎるのか。改めて、そちらのほうも検証が必要だし、今後も結構な市の負担を覚悟しなければならないのではないかと思います。

さて、国の基準額を超える分を保護者に負担を求める自治体はあるのでしょうか、伺いたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 国では、国の基準額を超える分について引き続き保護者から給食費を徴収することを可能としており、道内主要市の中でも保護者に負担を求める自治体があることを確認しております。

○品田委員 ほとんどの自治体が保護者負担を求めないと思うのですが、財政が厳しい自治体ではやむを得ない措置だと、判断になったと思います。

令和8年度の中学校の給食費額と独自支援額及び保護者負担額、トータルの市の負担する予算額をお示ください。

○池田学校教育部学校保健課長 令和8年度の中学校の給食費額については、1、2年生で年額8万5千800円、3年生で8万1千700円となります。

中学校については、国の支援がないため、令和7年度と8年度の給食費の値上げ分を市独自で支援し、保護者負担額が増えない措置としており、市の支援額は1、2年生で1万7千400円、3年生で1万6千600円とし、保護者負担額は1、2年生で6万8千400円、3年生で6万5千100円となります。

○品田委員 こちらも、負担が結構ありますね。

それでは、中学校の給食費をもし無償化するとしたら予算は幾らぐらい必要でしょうか。

○池田学校教育部学校保健課長 令和8年度の給食費額と予定生徒数で試算しますと、5億8千万円程度が見込まれるところでございます。

○品田委員 5億8千万円とのことですね。子ども基金の活用で中学生も無償化できないかと考えたのですが、子ども基金が枯渇してしまうような金額でした。無理ということがよく分かりました。

で、国立の学校や私立の学校は対象外になっております。これまで助成した実績はあるのでしょうか。そして、次年度、その国立や私立の学校に通わせている親への支援はあるのでしょうか。

○池田学校教育部学校保健課長 本市が実施する学校給食については市立の小中学校を対象としており、これまでの学校給食に係る支援は市立の小中学校のみが対象であり、令和8年度についても同様の対応となります。

○品田委員 これまでも、令和8年度も、助成はなしということですね。結構、お金が、保護者負担が授業料も含めて結構高いということですね。まあ、仕方ないというかな。

では、次に、給食のアレルギー対策の現状について伺ってきたいと思います。

○池田学校教育部学校保健課長 アレルギーのある児童生徒に対しては、原因となる食物を除いて提供する、弁当を持参していただく、代替りの食物に置き換えるといった対応をしております。アレルギー専用の調理機器のない学校調理所では、安全性を担保する対応を優先し、専用調理室が整備されている東旭川学校給食センターでは、卵のみ、アレルギー対応食の提供を行っております。

○品田委員 アレルギー対策で弁当持参の子の人数と、親への支援策は取り組まれているのか、伺います。

○池田学校教育部学校保健課長 アレルギー対策として弁当を持参いただく場合の対応については、給食の一部と持参した弁当を食べる一部弁当対応と、除去品目が多く調理所での対応が困難な場合は全て弁当を持参いただく完全弁当対応とがあり、令和7年度は、一部弁当対応が小学校210人、中学校85人、完全弁当対応が小学校9人、中学校3人となっております。

アレルギー対応が必要となる児童生徒への支援については、現在、牛乳アレルギーに対し、年度末に牛乳代に相当する金額を返金する対応を行っており、完全弁当対応については給食費の徴収は行っておりません。

○品田委員 完全弁当対応は小学校が9人、中学校が3人と数は少ないですけども、一部弁当対応というのが小学校が210人、中学校が85人と結構な人数がおります。

不登校の児童生徒に関わる給食対応についても伺います。

○池田学校教育部学校保健課長 不登校を含む長期欠席者の給食については、事前に保護者から給食中止の申出があり、給食実施日に連続して10日以上欠席した場合、給食費の減額を行う対応をしております。

○品田委員 それでは、アレルギー対策で弁当持参の子や不登校の児童生徒の分も支援基準額が来ると思うんですけども、食材費等として親や保護者等に支給することは可能なのでしょうか。

○池田学校教育部学校保健課長 現在は、先ほど御答弁申し上げました牛乳アレルギーの牛乳代の返金や長期欠席者の給食費の減額対応は行っておりますが、それ以外に食材費等の支援は行っておりません。

給食の提供を必要としない、いわゆる非喫食者に対する対応について、国は、このたびの給食費無償化の中では学校設置者の判断に委ねるとし、今後、支援対象となり得る非喫食者の範囲や対応例を示すとしており、それらを参考にしながら今後の対応を検討してまいります。

○品田委員 今回の中では、学校設置者の判断に委ねられているということですね。本当に検討をお願いいたします。

それでは、まだ先のことですけれども、令和11年度に開設を目指している学びの多様化学校の給食提供の有無はいかがでしょうか。

○池田学校教育部学校保健課長 学校給食の提供に当たりましては、予定される食数に応じて事前に食材を発注し、準備を行っております。不登校特例校であります学びの多様化学校については、児童生徒の状況により登校する人数があらかじめ想定しづらいといった面がございます。その一方で、他の自治体では、学びの多様化学校に通うようになった児童生徒の出席率は高くなっているとの情報もありますことから、他都市の状況等も参考にしながら、本市としての対応を検討してまいります。

○品田委員 ぜひ、対応をお願いいたします。

気になる点をいろいろ伺ってきました。昨日の横山委員の質疑で、食材費や光熱費の値上げが見込まれることや、国の支援金の見通しは何もないという指摘がありました。本当にそのとおりだと思います。

無償化を実現した今津市長の英断には賛成いたします。が、保護者負担なしを継続できるように、厳しい市の財政管理を私たち市議も責任を持ってしっかり監視、検証していくように努めていかなければならないと思います。ということを申し上げて、この項目の質問は終わります。

続きまして、各種大会選手派遣等推進費について伺います。

全国大会に出場する場合の派遣、遠征に関わる補助については、中村のりゆき委員が質問しておりまして、ほぼ網羅されていたかと思いますが、数点だけ確認させていただきたいと思います。

まず、各種大会選手派遣等推進費のここ3年間の補助実績を全道、全国に分けてお示してください。

○江渕学校教育部学務課長 小中学校を合わせました直近3年間の補助金の交付実績につきまして、令和5年度は、全道大会では、682人に対し、481万595円、全国大会では、108人に対し、535万7千302円で、全道・全国大会を合わせて790人に対し、1千16万7千897円、令和6年度は、全道大会546人に対し、494万547円、全国大会138人に対し、630万6千425円で、全道・全国大会を合わせて684人に対し、1千124万6千972円、令和7年度は、現在までの実績で、全道大会504人に対し、397万7千56円、全国大会167人に対し、723万3千649円で、全道・全国大会を合わせて671人に対し、1千121万705円となっております。

○品田委員 令和5年度が790人、6年度が684人、今年度が現在までの実績で671人、旭川市、本市の多くの小中学生が全道大会や全国大会に出場して活躍していることがうかがえます。

では、今年度までの1人当たりの補助金額と改善された次年度からの補助額、そして、トータルの予算額をお示してください。

○江渚学校教育部学務課長 派遣費の補助につきましては、児童生徒の派遣に要する経費のうち交通費と宿泊費を交付対象としており、いずれも2分の1以内で上限額を定めておりますが、1人当たりの交通費と宿泊費を合計した金額を支給するものでございます。

補助金額につきましては、いずれも1人当たりとなりますが、交通費については、全道大会に出場する場合は4千500円から5千円に、全国大会の場合は3万8千円から4万円に、また、宿泊費につきましては、全道・全国大会のいずれの場合においても1泊につき4千円から5千円に引上げようとするものでございます。

令和8年度の予算額につきましては、小学校は204万円、中学校は1千94万8千円を計上しているところでございます。

○品田委員 昨年にも質問して、会派としても要望してきたことなので、補助金額について拡充していただいたことは評価したいと思います。

一方、旭川市中学校連盟と吹奏楽連盟が選手を派遣する場合に、補助するだけでなく、条件を緩和し、補助対象の枠の拡充を図ることも求めてきたのですが、そちらの改善はできないのでしょうか。

○江渚学校教育部学務課長 本補助事業につきましては、小中学校の教育活動への支援を目的としており、中学校連盟等の学校活動に関わる大会を対象としてございます。他の大会に参加する児童生徒への補助につきましては、スポーツの推進や文化芸術の向上を目的とする他の補助事業において対応しているものと認識しております。

○品田委員 学校教育部所管の補助金のほかに、社会教育部と観光スポーツ部所管の補助事業があることは承知しています。全国大会等に進んだ際には、どの補助事業に該当するのか、毎回、相談を受けたりしたときに、改めてその担当のところに相談させていただき、いや、これはうちでないねと言われて、じゃ、別のところを当たるといようなことをしてきていましたので、非常に煩雑だなと思って、制度がいろいろあって、ちょっとあれだなと思っていました。分かりづらいなというふうに思っていました。

そして、旭川を代表して出場するっていうことは同じなのに、補助金額に大きな差があることにも疑問を抱いてきました。

また、事業によっては、予算の範囲内ということで、早い者勝ち的でありました。全国大会出場が多いときは、年度後半に大会出場が決まった場合は、残っている予算の範囲内と言われ、予算がなくて全く受けられないという事例もあったと聞いています。予算があるので仕方ないこととは思いますが、補正予算を組んでも平等な扱いにすべきだと思ってまいりました。

一般的に予算の範囲内で補助事業を行っているとは思いますが、この各種大会選手派遣等補助事業では、年度前半に開催される大会出場だけが補助を受けることができ、年度後半の大会出場者は予算がなくなったために補助を受けられないなどの事例はないのか、確認したいと思います。

○江渚学校教育部学務課長 本補助事業におきましては、年度途中で予算に不足が生じた場合につ

きましては、大会の開催時期による不公平が生じないように、財政部局と協議の上、予算を確保し、補助金を交付しているところでございます。

○品田委員 学校教育部の補助金については、不公平が生じないように対応しているということで、よかったと思います。

社会教育部が所管している文化芸術関係全国大会遠征補助金についても伺いたいと思います。

これは、補正予算でも議決されており、先日の公明党の中村のりゆき委員の質疑でもありましたが、確認の意味で、改めて今回の拡充について伺いたいと思います。

また、学校教育部の各種大会選手派遣等推進費は全道大会も対象となっておりますが、社会教育部の補助金は対象となっているかについても併せて伺いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 文化芸術関係全国大会遠征補助金の、令和8年度から適用する拡充内容についてでございます。

全国大会の道内開催につきましては、これまでの1人5千円を1万円に、道外開催につきましては1人8千円を1万5千円に、補助率につきましては3分の1を2分の1に、補助の上限額については、道内開催5万円だったのが30万円に、道外開催8万円を45万円に拡充することとしております。

また、対象となる大会につきましては、地区大会などの予選会を経て出場する全国規模の大会を対象としておりまして、全道大会は対象とはしておりません。

○品田委員 大きく改善していただいたことはよかったなと思います、本当に。ですが、まだこちら全道大会は対象としていないということです。

大会選手等の派遣費補助金は、小中学校の教育活動を助成することを目的とした制度とのことですが、今後の部活の地域移行も踏まえて、他補助事業と併せて制度内容を整理し、大会等派遣に対する補助事業を一本化することは考えていただけないでしょうか。で、より手厚い内容になるように、そして、新たに事業を創設すること、そういうことで検討していただくことはできないでしょうか。

部課をまたぐことではありますが、見解を伺いたいと思います。

○菅野副市長 大会への派遣に係る補助制度についてのお尋ねでございます。

昨日も中村のりゆき委員さんから様々な御指摘もございました。市としては、全国大会などに出場する場合の派遣、遠征の支援については、それぞれの部局が所管している事業の中で、新年度、その補助額の拡充を行ってきたところでございます。それは、これまでも各団体からの御要望もありましたし、議会の中でも御指摘がございました。それを踏まえて拡充を図ってきたところではございますけれども、今ほど一本化というお話でございました。

昨日の質疑の中でも、やはり、担当する部局がばらばらで、そこそこの考え方があって、これまでの経緯も含めて、なかなか公平な制度にはなり切っていないという御指摘もいただきました。今ほどもそうでございますけれども、ただ、例えば、小中学校の授業に関わるような部活動であるならば、その申請やなんかについては、その部活動を担当している顧問の先生であったり学校の教頭先生であったり、ふだんから学校教育部とお付き合いのある方が相談に来られることになりまして、あるいは、学校を離れていろんな団体で活動している方については、その団体、チームの代表者であったり、あるいは、それを所管する旭川地区の各協会の事務局をやっている方であったり、会長

さんであったりが申請、相談に来られるということで、窓口としての業務に鑑みますと、補助金では一本化ということはあるかもしれませんが、その団体との関わり方は多岐にわたるわけございまして、補助金の部分だけ別に考えるかどうかというのは、やっぱり、組織的にどうあるべきかという議論が必要かなというふうに考えてございます。

ただ、今、御指摘があったように、その制度によって、その額も含めてばらばらであるということについては、やはり、部局間の調整であったり連携はより一層必要なのかなというふうに思っていますし、目的が同じで、対象となる人であったり、対象である大会の要件であったりが同じようなものであるならば、やはり、公平性の観点である程度同一のものがいいのかなというのはございますので、次年度以降の課題にはなりますけれども、その利用の実態だとか制度の課題を踏まえて、より公平性の観点から、どのような制度設計がいいのか検討する必要があるというふうに考えてございます。

○品田委員 ぜひ、よろしくお願いします。

これで、私の質疑を終えたいと思います。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時54分

再開 午後3時55分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○えびな委員 たけいし市議のシリーズの、何の受験に落ちたかシリーズで、私も、高校進学時に陸上自衛隊の高等工科学学校の試験に落ちたことがあります。学費が無料で、通いながら給料ももらえるということで、国の役にも立って親孝行もできるかなという、そういう、甘い、ちょっと考えて受験をしたんですけど、残念ながら落ちてしましまして、今こうして立っております。そんなカミングアウトもしながら、まず、子育て支援部に伺ってまいります。

令和8年度は、小学校の給食費無償化や子ども未来リユースバンク事業が行われるなど、旭川の子育てを取り巻く環境は一段とよくなってくるのかなというふうに捉えております。全体の旭川市の予算は、一般会計と特別会計、合わせて過去最大の予算約3千83億円が示されていますが、その中でも未来への投資の一つが奨学金なのかなというふうに思っております。

文部科学省が所管する独立行政法人日本学生支援機構によると、奨学金とは、憲法、教育基本法に定める教育の機会均等の理念の下、経済的理由で修学が困難な優れた学生等に学資の貸与及び給付を行う制度だということでございます。

日本の奨学金制度には様々な問題点が指摘されていますが、1つ目として、ほとんどが貸与型奨学金であり、返済義務が生じるため、卒業後の生活に大きな影響を与えること、2つ目に、返済負担が重く、平均借入総額が300万円を超え、社会人になった途端に多額の借金を背負うことになること、そして、3つ目に、有利子奨学金の割合が増加しており、利息の負担が多く、返済が滞ると年10%という高い延滞金が発生し、元金が減らないケースに陥る可能性があるということだそうです。

日本の大学の学費や生活費は高騰しており、特に私立大学の学費は年々増加傾向にありますか

ら、奨学金なしでは大学進学が困難な家庭が増えているということでございます。これは、子育てにお金がかかる要因の一つだと思うんですけども、こういった理由から、奨学金制度は改善や改革が求められているそうです。

欧米諸国では、教育を個人の投資というより社会全体の投資と考えている国も多く、例えば、公的負担の比率を多くして学費が安く抑えられていたり、給付型奨学金の制度が充実していたり、また、専門分野や多子世帯に対しての優遇があったり、海外一流大学へ進学する際の厚い支援があったりと、日本の事情とは大きく違う印象を受けました。教育は、一人一人の生き方や幸せに直結するとともに、社会発展の根幹をつくります。また、一人の天才の発明や発見によって、世の中が大きく変わり、社会にイノベーションが起こり得るということを考えると、我が国はもっと教育に投資をしてもいいのかもしれない。

さて、目線を本市に向けて、給付型奨学金について伺ってまいります。

まず、育英事業特別会計1款1項2目の育英資金給付型奨学金の事業の趣旨及び概要についてお示ください。

○田上子育て支援部子育て助成課長 育英資金給付型奨学金は、修学に対する意欲、能力がありながら経済的理由によって子どもの教育を受ける機会が制限されることのないよう、教育の機会均等に寄与することを目的に、所定の要件を満たした方に対し、返還の必要のない給付型の奨学金を支給するものであります。

制度の概要につきましては、高校1年生の保護者等を対象とした給付型奨学金では、国公立の高校で6万円、私立で7万円、通信制で3万円を一時金として支給いたします。また、翌年度に大学や専門学校に進学する予定の学生を対象とした給付型奨学金では、入学準備金として、自宅通学の場合で30万円、自宅外通学の場合で50万円を一時金として支給し、入学後の2年目からは奨学金として年額10万円を卒業年次まで支給いたします。

○えびな委員 まずは、教育の機会均等に寄与するということが目的だというお話がありました。

高校1年生の保護者等を対象とした給付型奨学金では一時金が支給され、大学や専門学校に進学する予定の学生を対象とした給付型奨学金では、自宅通学の場合で合計60万円、自宅外通学の場合で80万円が合計で支給されるということで、昨日の質疑でも金額について触れられていました。

今日は、大学や専門学校に進学する予定の学生を対象としている給付型奨学金のことについて伺いたいと思います。

所定の要件を満たした方に対し、返還の必要のない給付型奨学金を支給するとしていますが、対象者の要件についてお示ください。

○田上子育て支援部子育て助成課長 大学等に在学する者に係る給付型奨学金の要件につきましては、旭川市奨学金支給条例第6条及び第10条に規定されており、主な要件としましては、生計維持者が旭川市民であること、申請者及び生計維持者等に本市の市税、貸与型の奨学金及び入学仕度金に滞納がないこと、翌年度に学校教育法に規定する大学、短大、専門学校に入学を予定していて、旭川市内及び近隣8町に所在する高校等に在学していること、また、旭川工業高等専門学校に在学しており、同校の第4学年に進級を予定していること、生計維持者の申請年度の都道府県民税及び市区町村民税の税額控除前の所得割額の合計が25万7千500円未満の世帯であること、学

業優秀の要件として高校入学から申請直近までの5段階評定の平均が4.3以上であることなどとなります。

○えびな委員 これは、旭川市奨学金支給条例で規定されているんですね。生計維持者が旭川市民でなければならない、また、学業優秀じゃないと支給を受けられないということなど、8つの要件について御説明いただきました。人生、いつ、何が起こるか分からないですし、また、我々も急に無職になることもあり得ますし、逆境に負けず、勉学に励む学生を抱える子育て世帯にはありがたい制度だというふうに思います。

先ほど挙げていただいた要件の中で、学校教育法に規定する大学、短大、専門学校に入学を予定しているという要件がありましたけれども、いろいろな学校がある中で、学校教育法に規定している学校に限定している理由についてお尋ねいたします。

○田上子育て支援部子育て助成課長 本奨学金は、教育の機会均等に寄与することを目的に、日本学生支援機構の給付型奨学金給付制度を参考に制度を構築しており、同機構は学校教育法に規定する学校を対象としております。これは、学校教育法に規定する学校は、文部科学省の基準を満たした正規の教育機関であり、確実な修学環境の保障や確実な学校運営の下、教育を受ける機会を提供していることによるものです。

○えびな委員 学校教育法に規定する学校は、正規な教育機関かつ確実な学校環境であるから奨学金を受けられるということで、日本学生支援機構のスキームを参考にしているとのことお答えでございました。

どれぐらいの人数がこの奨学金を活用しているのかということで、大学等への給付型奨学金の令和8年度の予算額についてお示してください。

○田上子育て支援部子育て助成課長 大学等の給付型奨学金の予算としましては、317名分7千170万円を計上しております。内訳としましては、令和8年度新規申請分の入学準備金が100名分5千万円と、奨学金の支給予定者として令和5年度に選考した95名分950万円、令和6年度に選考した120名分1千200万円、令和7年度に選考した旭川工業高等専門学校生2名分20万円となります。

○えびな委員 現在317名の学生が給付型奨学金を活用しているとのこと。本市には優秀な学生さんが大変多いなという印象ですが、これまでの大学等への給付型奨学金の選考実績や入学準備金の自宅外・自宅通学や進学先の内訳についてもお伺いいたします。

○田上子育て支援部子育て助成課長 令和5年度から事業を開始しておりますので、過去2年の実績となりますが、令和5年度の奨学生の選考実績としましては、118名を選考しており、内訳としましては、入学準備金が自宅通学40名、自宅外通学75名となっており、奨学生の進学先では大学と短大で79名、専門学校36名、旭川工業高等専門学校の進級が3名でした。令和6年度の選考実績としましては、123名を選考しており、内訳としましては、入学準備金が自宅通学56名、自宅外通学64名となっており、奨学生の進学先では大学と短大で84名、専門学校36名、旭川工業高等専門学校の進級が3名でありました。

なお、旭川工業高等専門学校の4年生に進級する方は、大学等への進学者とは少し違い、入学準備金の対象とはしておりませんが、4年生から奨学金10万円を支給しております。

○えびな委員 いろいろとお示しをいただきました。学校教育法に規定する学校の中でも、専門学

校を選ばれて進学されている方もたくさんいらっしゃるなという印象です。

令和5年度と令和6年度で、それぞれ各年度全体の半数近くの奨学生が専門学校に進学しているとのことですが、こういった分野の専門学校に進学しているのか、お聞かせください。

○田上子育て支援部子育て助成課長 専門学校につきましては、目的に応じ、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養の8つの分野に区分されますが、奨学生の進学先としましては、医療分野で看護、歯科衛生、衛生分野で調理師、理容・美容、教育・社会福祉分野で保育、幼児教育、社会福祉、商業実務分野で経理、医療秘書、文化・教養分野でアニメ、ゲーム、音楽、ダンス、声優などのエンターテインメント系やクリエイティブ系、ペットリマーなどと、様々な専門学校に進学しております。

○えびな委員 現在の流行といいますか、エンターテインメント系やクリエイティブ系を含む実に様々な分野へ進学しているということが分かりました。優秀な子どもたちがしっかりと未来を見据えて決めた進路ですから、皆、それぞれの道で成功してほしいと願います。

さて、大学等への給付型奨学金の給付を受けた奨学生のうち、半数以上の方が市外に転出し、進学するとのことですが、大学等の卒業後の進路について把握しているのか、お伺いいたします。

○田上子育て支援部子育て助成課長 卒業後の進路についてですが、これまで選考した奨学生がこの3月に初めて専門学校や短期大学を卒業することとなり、奨学金の給付が終了となる方が20名程度おられますので、これらの方には、今後、アンケート調査により進路の把握を予定しております。

○えびな委員 始まったばかりの給付型奨学金ということでございますので、もちろん教育の機会均等ということに寄与する、子どもたちを応援するためのものでもありながら、選考されて進路を決めて巣立っていった子どもたちがどういう世界で活躍するかということも、事業の結果が見えるのはその先でもありますから、調査をしっかりと行っていただきたいなというふうに思います。

さて、育英資金給付型奨学金のうち、令和8年度の大学等への予算額が7千170万円ということでしたが、その財源についてはどのようになっていますでしょうか。

○田上子育て支援部子育て助成課長 育英資金給付型奨学金は、大学等の入学準備金なども含め、全額、旭川市育英事業基金を財源としており、基金を取り崩して財源に充てております。

○えびな委員 全額、旭川市育英事業基金を取り崩して財源に充てているとのことでした。

その旭川市育英事業基金の原資についてお示してください。

○田上子育て支援部子育て助成課長 旭川市育英事業基金は、昭和39年に条例を制定し、学生、生徒の修学助成に必要な経費の財源に充てるため、これまで、多くの企業、団体、個人の皆様からの御寄附を積み立ててまいりました。近年におきましては、ふるさと納税などの個人からの寄附金为主となっておりますが、市内の企業や団体からも、長年にわたり継続して御寄附をいただいているところでございます。

○えびな委員 多くの企業、団体、そして個人の皆様からの、そしてまた、ふるさと納税の御寄附が財源となっているということでございます。

では、育英事業基金へ積み立てた過去5年間の寄附金額の推移についてお尋ねいたします。

○田上子育て支援部子育て助成課長 過去5年間の寄附金額の推移ですが、令和2年度は約1億5

千405万円、令和3年度は約6千294万円、令和4年度は約7千114万円、令和5年度は約5千14万円、令和6年度は約8千63万円となっております。

なお、令和2年度までは、寄附金額全額を基金に積み立てておりましたが、令和3年度からは寄附金額の一部をふるさと納税に係る経費に充てる仕組みに変更していることから、同年度から積立てが大きく減少しております。

○えびな委員 令和2年度は約1億5千405万円あった寄附ですが、令和3年度から、寄附金額の一部がふるさと納税に係る経費に充てる仕組みに変わったことから、積立てが減少しているとのことでございました。

この育英事業基金の取崩し額の推移と、今後の見込みについてはどのようになっていますでしょうか。

○田上子育て支援部子育て助成課長 育英事業基金におきましては、令和元年度から取崩しを行っており、過去5年間の実績としましては、令和2年度は3千267万6千円、令和3年度は2千166万円、令和4年度は2千957万6千円、令和5年度は8千529万5千円、令和6年度は7千909万7千円となっております。

貸付けの状況や育英事業の制度が大きく変動しないことが前提となりますが、令和9年度以降には1億円程度の取崩しとなり、毎年、寄附金収入が6千万円程度とすると、基金は毎年4千万円程度減少する見込みであります。

○えびな委員 令和6年度決算事項別明細書で育英事業基金の令和6年度の決算年度末現在高が9億3千770万9千円となっておりますので、毎年、数千万円、基金が減少していくと、寄附の状況にもよりますけれども、二十数年後には財源がなくなる可能性があるということなのかなというふうに思います。

そのような状況の中、今後、企業版ふるさと納税を活用するなど、旭川市の地場産業の支援やその産業の人材育成、そして、地域に根差し、雇用や投資を生むような新たな給付型奨学金事業の検討が必要であるというふうに考えます。

例えば、旭川家具といいますが、近年、高額なふるさと納税を受ける対象となっておりますけれども、地域原産の木材を加工し、付加価値をつけて販売する、持続可能な性格を持った製造業の一つでもあります。旭川がユネスコのデザイン都市として登録されることにも一役買った産業でありますね。こういったものづくりを担う職業に直結する学校のコースを選ぶ子どもたちに対して、成績と各種要件を緩和してでも奨学金を給付する価値はあるのではないのでしょうか。

旭川市にある高等技術専門学院の造形デザイン科は、学校教育法に規定する学校ではありませんが、在学中に木工機械の操作方法を取得し、家具製作の技能五輪へ参加できるなど、卒業すれば本市の家具づくりの即戦力となり得ます。

こちらのコースについて、お隣の東川町は、企業版ふるさと納税を原資とした大学進学奨学助成金の支給対象となっているようです。

こういった考えを踏まえつつ、やはり、新たな給付型奨学金事業の枠組みが必要だというふうに思いますけれども、見解をお聞かせください。

○向井子育て支援部長 これまで、育英事業では、子どもたちが自分自身の夢を実現するために、経済的な理由により修学を諦めることがないよう、戦後間もない昭和27年から貸付事業を開始し

ましたが、近年は、大学等の卒業後における奨学金の返済というところが、人によっては、もう卒業した段階で数百万円の借金というようなことも問題になってきているというふうに認識をしております。

そうしたこともありまして、令和2年度からは、高校1年生を対象とした給付型の奨学金を実施しており、令和5年度には、給付型奨学金の対象を大学等に在学している学生に拡大し、制度開始以降、七十数年という長きにわたり、多くの学生を支援してまいりました。

一方で、先ほど課長からも御答弁をいただきましたが、本事業の原資は多くの皆様からの御寄附を活用しておりますが、現在の決算状況が今後も続くと仮定した場合、少し先の話にはなりませんけれども、基金の枯渇も想定されるところであり、今後も本事業を安定的に維持していくためには、しっかり財源を確保していくことが重要であるというふうに考えております。

一方、若者を取り巻く環境も大きく変わっており、進学や就職、職業の選択など、ここ近年、一層多様化してきているものと認識をしており、やはり、ニーズに合った事業でなければならないというふうにも考えております。

現在、当部の奨学金の対象校につきましては、学校教育法に基づく文部科学省の認可を受けたものが対象校とはなっておりますけれども、今、委員のほうからも御提案のありました奨学金などを含め、今後の子ども、若者への効果的な支援の在り方につきましては、新たに設置することも・女性・若者未来部において、関係する部局とも情報共有を図りながら、他の施策と併せて総合的に検討してまいります。

〇えびな委員 前向きな答弁と捉えますので、ぜひ、実現に向けてしっかりと頑張っていただきたいというふうに思います。

御寄附をしていただく企業、団体、個人の皆様も、少なからずとも旭川に関係のある方々かなというふうに思います。現状の旭川市奨学金支給条例が日本学生支援機構の制度を参考にして構築されているのは分かります。一方で、教育の機会均等を目指すと同時に、地域も発展していく持続可能な奨学金事業の在り方について、引き続き考えていただきたいというふうに思います。

いろいろと聞いてまいりましたが、菅野副市長にも、これからの給付型奨学金事業についての御所見をお伺いいたします。

〇菅野副市長 旭川市独自の給付型の奨学金につきましては、今津市長が就任されて以降、今津市長から具体的な検討を指示されてここまで制度設計をされてきたものでございますけれども、ただいま、質疑の中で、学校教育法以外の部分、特に高等技術専門学院のお話もされてございました。修学機会を確保するという観点はもちろんでございます。そのために、学校の成績であったり経済的な部分について要件にさせていただいてございますけれども、高等技術専門学院については、開校から数年後ぐらいに短期大学にならないかという御要望を道に対して何年か続けてやっていたわけでございますけれども、なかなかかなわず、今の状況に至っております。間違いなくあそこも教育機関でございまして、特に、委員から御指摘もありましたように、ものづくりの分野では、昨年の技能五輪で、北海道を代表する選手がこの地域から9人出たんですけど、そのうち3人が建築大工部門で、その中で、唯一、入賞した方が、女性の方ですけども、高等技術専門学院の卒業生であったということで、間違いなくこの学校は地域のものづくりの担い手を育成していただいている。それ以外にもデザインの分野でも活躍されている方もいらっしゃいますので、ものづくりにつ

いては本市やこの地域にとっての誇れる特性でもありますし、デザインを含めて、本市が世界にアピールできる分野でもございますので、やはり、そこの担い手を育成するということは、修学というを超えて、私は必要な部分でもあるのかなというふうに思います。学校への就学として見るのか、地域経済の担い手対策として見るのか、それによって制度設計であったり、担当部局が変わるんですけれども、その部分で支援が必要だということになりますと、やはり、市としても検討する必要があるなというふうに考えてございます。

いずれにしても、経済的な理由でなかなか修学機会に恵まれない方がいるとするならば、それを支えるのもやっぱり社会の責任でございますので、そういう意味では、市としても責任を持って検討する必要があると考えてございます。

○えびな委員 私も高校を卒業してから旭川を出ましたが、子どもたちを旭川に縛りつけておくのではなく、たくさん学んで、いろんな経験をして、それでもふるさとがいいと成長して戻ってきてくれる子どもたちが、さらに旭川によい循環をつくり出していく、そんな持続可能な形がふるさと発展の鍵になっていくのではというふうに思っております。これから生まれてくる子たちがさらによい環境で学び、育っていくことを願いながら、この項目についての質疑を終わります。

次に、豊かな心を育成する教育推進費について、学校教育部に伺ってまいります。

代表質問でも、豊かな心について触れさせていただきました。旭川市学校教育基本計画では、豊かな心を育む教育の充実という取組が定められ、主に、道德教育の推進、体験活動の充実、地域の教育資源の活用等を掲げています。

文部科学省では、豊かな心について、「他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心」などというふうに定義をしています。埼玉県でも、豊かな心の育成を施策目標に掲げていますが、その中で、「家庭や地域の教育力の低下を背景に、子供たちの生活習慣の乱れや規範意識の低下、人間関係の希薄化」が進行していることを挙げながら、「社会全体が多様化する中で、自らの人生や社会における答えが一つに定まらない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できるものを見いだす力が求められ」ているというふうにしています。また、「子供たちの思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観などの豊かな人間性や社会性を育むためには、他者との関わりや社会、自然環境の中での様々な体験活動を充実させていくことが重要」だというふうにも述べています。

旭川市は自然環境が豊かであるということは、皆様も御賛同いただけるのかなというふうに思います。では、本市ではどのように豊かな心の教育を推進しているのかということで伺ってまいります。

10款1項3目の豊かな心を育成する教育推進費について、事業の内容と予算の概要をお示しく下さい。

○中山学校教育部教育指導課主幹 豊かな心を育成する教育推進費につきましては、児童生徒の豊かな心を育成するため、専門家との体験的活動やワークショップを通じまして、多様性を認め合うことや、夢や目標を持つことなどの価値を学ぶ機会を設けることを目的として実施しております。

予算につきましては、報償費として30万円を計上いたしまして、1校当たり3万円で10校において実施となっております。

○えびな委員 専門家との体験的活動やワークショップを10校で実施するというごさいます。

1校当たり3万円の予算でありますけれども、講師はどのような人材を活用しているのでしょうか。

○中山学校教育部教育指導課主幹 講師につきましては、パラリンピック出場経験者やパラスポーツ指導者など、第一線で活躍した経験を有するパラアスリートを活用しております。

○えびな委員 パラリンピック等のアスリートが講師になってくださっているとのことですが、これは、始めてから何年目の取組で、どのような内容の取組なのか、お示してください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 本事業につきましては、令和5年度より開始いたしまして、次年度が4年目となります。

児童生徒がパラトライアスロンや車いすバスケットボールなどのパラスポーツ体験や、講師の経験に基づく講話を通じまして、障害への理解を深めるとともに、他者のことを自分事として考える心、可能性に挑戦する勇気、夢や目標を持つ力などを身につける教育プログラムとなっております。

○えびな委員 個別の資料もいただきましたが、あすチャレ！という日本財団のプログラムを実施しているとのことでした。

豊かな心を育むということは、なかなか成果のはかり方が難しいと思いますが、実際に受講した子どもたちからはどのような声があるのでしょうか。

○中山学校教育部教育指導課主幹 子どもたちからは、話を聞いたり一緒に遊んだりしてみて障害がある人も普通に生活をしていて特別な人ではないと分かったや、障害があってもなくても自分を信じて挑戦することが大切であると学んだといった声が届いております。

○えびな委員 共生社会ですとか多様性といった部分で、大切なことを学べる取組かなというふうに思います。

私も、小学生の親でありまして、PTA活動にも携わっておりますが、先日、御縁があって、旭川出身の元プロ野球選手である牧谷宇佐美選手の講演を聞く機会がありました。旭川実業高校で活躍後、ヤクルトスワローズにドラフト2位で入団し、引退後はファイターズベースボールアカデミーや本市のチームでも野球を教えるなど、ふるさとの役に立ちたいという熱い思いを持った方でした。

今、コロナ禍を経て、やはり、社会と子どもたちの結びつきというのが弱くなっているような気がしております。地域の子どものと話せる機会も少ないですし、子どもへの声かけもしにくい社会になってきたのかなというふうに思います。ふだん、大人と接するのも親と先生だけという子どもも増えてきているのではないのでしょうか。こういった元プロまで行った地元出身の先輩は、子どもたちも耳を傾けやすいのかなというふうに見ていて感じました。

講演について、どんな内容でも対応できますとのことでしたので、努力を継続できるメンタルについてというお話をお願いしました。例えば、一部を紹介しますと、子どもたちに、みんな、本当に、本当に努力しているかっていうふうに聞くんですね。素振りにしても、気が向いたときだけじゃなくて、毎日、目標を立ててこつこつやっていますかと。そして、才能がある人より1.7倍鍛錬すればある程度戦えるようになるということ、ヤクルト時代の大物選手のストイックさを例に

出して、才能と努力は掛け算ですよというふうに言うんですね。例えば、5段階で2くらいの選手が普通の人の3倍努力したら6、だけど、才能が5であっても1の努力の選手であつたら5ということで、努力すればその才能が5の選手にも負けない、そういうような仕組みになっているという経験談を語っていただきました。

では、大谷選手やダルビッシュ選手はどうかといいますと、彼らは5掛ける5だ、五五、二十五で絶対に勝てないというふうにおっしゃっていました。練習量も練習方法も半端じゃないし、体のためにスパゲッティに塩だけしかかけない、ミートソースをかけたらおいしいというのは分かっているんだけど、炭水化物を取るための食事摂取だということで塩だけしかかけないという、そういうストイックさをプロになりたい君たちは追求できるのかというようなお話も聞くことができました。

学校の先生や親が言うよりも説得力がありますよね。講演は親も子どもも参加できたのですが、話の終わりに時間を取って子どもたちともキャッチボールをしていただきました。子どもたちは、皆、目がきらきらしていて、本市の子どもたち皆さんに聞いていただきたいなというような内容がありました。

旭川は、こういった牧谷選手をはじめ、数多くのプロ選手やアスリートを輩出しています。そのような方々の生きた声を有効活用することが大切であると考えますが、見解をお聞かせください。

○工藤学校教育部教育指導課長 これからの社会におきまして、様々な文化や価値観を背景とする人々と尊重し合いながら共生していくため、児童生徒に、相手を思いやる心や、自他を大切にし、認め合う態度などを育むことは重要であると認識してございます。

本事業を実施した学校からは、障害を乗り越え、競技に取り組む姿に勇気づけられ、前向きな目標を立てて意欲的に生活しようとする児童生徒が増えたとの報告ですとか、本物に触れる体験的活動の価値を再確認する声が寄せられておりまして、児童生徒にとってプロ選手の講話などを通じて学ぶ機会は非常に有意義であるものと考えております。

○えびな委員 さて、私も最近教えていただいたんですけれども、旭川というのは金メダルのまちだそうです。何でも、日本の都市の中で最も金メダリストを多く輩出しているまちで、ちなみに、2位は福岡市ということで、たけいしさんから教えてもらいました。やはり、スポーツ王国を目指すにふさわしいんじゃないかなというふうに思います。

このような人材の活用を推進できるよう、市内の各小中学校に周知することが大切であると考えますが、こういった方法があるのか、お聞かせください。

○工藤学校教育部教育指導課長 本事業につきましては、市内全小中学校に対し、周知を図り、学校の希望に応じて実施しているところでありまして、プロ選手をはじめ、様々な分野で活躍する人材を講師とした授業を行うことは、子どもたちの豊かな人間性を育む貴重な機会になると考えており、人材リストに掲載するなど周知の方法を工夫し、こうした人材の活用がさらに進められるよう働きかけを行ってまいります。

○えびな委員 旭川市の人材リストに掲載し、周知の方法を工夫するとのことでありました。ぜひ、郷土愛にあふれる牧谷選手もリストに加えていただきたいというふうに思います。

ところで、この人材リストはどのような方々がいらっしゃるのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 本市の人材リストには、環境、自然、芸術、教育、福祉、ボラン

ティア、地域社会、文化、国際理解といった様々な分野において、警察、旭山動物園、税務署などの公的機関をはじめとしまして、市内企業、NPO法人、スポーツ団体のほか、各種専門家などが地域人材として登録をされております。

○えびな委員 人生の先輩には、成功も失敗も含め、経験があります。学校の先生と親だけではなく、こういった各分野での先輩を通した社会との結びつきも、豊かな心を育み、ひいては豊かな社会をつくっていくのではないかなというふうに思います。

市内には50の小学校があり、1万3千人ほどの生徒がいます。今年度の事業費は30万円で10校ということですが、人材リストには様々なカテゴリーの方がいることから、本来だったらもっと事業が多くてもいいのではないかなというふうに考えます。こういった豊かな心を育成するため大変有効な取組をぜひ大切にしていってほしいというふうに思いますけれども、教育長の見解をお伺いいたします。

○和田教育長 子どもたちが自らのよさや可能性を信じまして人生を切り開いていくことができるよう、先ほど主幹からも御答弁を申し上げましたように、パラスポーツ経験や講話、あるいは、先ほど委員のほうからも元プロ野球選手の講演の話がございましたが、様々な方と関わる体験活動を通じて、多様な価値観に触れ、自立心や相手を思いやる心をはじめとした豊かな心を育成することは非常に重要であると考えております。

また、先日14日に開催しました子ども議会におきましても、参加した子どもたちからは、専門家による学びの機会を増やしてほしいとの声もございました。

教育委員会といたしましては、今後とも、各学校に人材リストの積極的な活用を働きかけるなど、様々な分野で活躍する方々から学ぶ機会の充実を図りまして、豊かな心を育成する教育活動を着実に推進してまいります。

○えびな委員 前述の牧谷選手は、1998年のドラフトから2009年まで11年間、プロに居続けました。これは、単に運ではないというふうにおっしゃっています。最初は140キロの球を投げるピッチャーとして入団しましたが、紆余曲折あって打者に転向、1軍での成績は2打数0安打ということだったそうです。

講演は、このように締めくくられました。結果的に、たった2打席のためだったかもしれないけれども、本気で悩んで、努力して、準備して試合に備えました、だからこそ、その手を抜かない姿を見ていた人が次の道に引き上げてくれました、プロになるというのは本当に大変なことだけれども、その後の人生のほうが長い、たとえその競技で成功しなくても、努力することを怠らないことでほかの世界でも十分に通用する人材になるはずですよというふうにおっしゃっていました。

さて、この項目の冒頭、旭川市の豊かな心を育む教育の充実には、道德教育の推進、体験活動の充実、地域の教育資源の活用の3つが掲げられていると申し述べました。今回のPTAを通した講演では、この3つ全てに当てはまる事業であったのかなというふうに思います。

子ども議会でも、専門家による学びの機会を増やしてほしいという声があったということで、ぜひ、各分野で成果を上げている、地元根差した方々の協力を得ながら、学校と家庭と社会と一体で子どもたちの豊かな心を育てていただきたいとお願いを申し上げます。

最後に、長い市役所での経験の中で、たくさんの経験をしてこられた、もう豊かな心を持っていらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですけど、菅野副市長に豊かな心について思いを伺

って、私の質疑を終わりといたします。

○菅野副市長 質疑を聞いていて、豊かな心と、心が豊かなのとは違うのかどうなのか、ちょっと考えながら質疑を聞いていたんですけど、豊かな心であっても、心が豊かであっても、それぞれその豊かさを感じるのは個々に違いがありますので、僕は、定義化して、例えば、一生懸命努力して優秀な成績を得た人が豊かな心を持っているだとかだけではなくて、普通に生活していても、人を傷つけないだとか、迷惑をかけない、そういう生活を続けている方も私は認めるべきだと思いますし、社会は多様な中で成り立っていますんで、その多様性であったり、違う価値観を認め合ったり、尊重できるような、そういう大人に成長していただきたいなというふうには常々思っています。

豊かな心あるいは心の豊かさ、ちょっと違うかどうか、本当に分からないんですけども、例えば、充足感とか満足感というような精神的なものだけでは見られないと思うんですよね。あるいは、お金があるとか、ないとか、経済的なものだけでもはかれないと思っています。少なくとも、生きている上で楽しみがあるのかどうか、そこは、私は豊かさにつながっていくような気がします。

今、御質疑があったように、小中学生に様々な経験を持っている人を紹介してお話を聞く機会というのは、僕は、新たな楽しみを見つける機会でもあると思うし、楽しみに価値観を持つ、それを感じる機会でもあると思いますんで、子どもたちにとっては非常に大事な機会だと思います。そういう意味では、子どもの成長の糧には間違いなくありますので、こういう事業をもっと積極的に進めていくのが必要なのかなというふうに思います。

39年、市役所の職員になって、副市長になって、これまで勤めてございましたけども、決して私自身が豊かな心を持っているとは思っていませんので、卒業後、少しでもその豊かさを感じられるような、そういうような生き方をしていきたいと考えてございます。

○塩尻委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時38分